

投資信託説明書(請求目論見書)

使用開始日
2025年2月11日



PIMCOストラテジック・ インカム・ファンド (為替ヘッジあり／為替ヘッジなし)

追加型投信／内外／債券

■この目論見書により行う「PIMCOストラテジック・インカム・ファンド(為替ヘッジあり)」、「PIMCOストラテジック・インカム・ファンド(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年2月10日に関東財務局長に提出しており、2025年2月11日にその効力が生じております。

■「PIMCOストラテジック・インカム・ファンド(為替ヘッジあり)」、「PIMCOストラテジック・インカム・ファンド(為替ヘッジなし)」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】 0120-104-694 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	5
第1 【ファンドの状況】	5
第2 【管理及び運営】	38
第3 【ファンドの経理状況】	45
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	99
第三部 【委託会社等の情報】	101
第1 【委託会社等の概況】	101
約款	148

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジあり）

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジなし）

（以下、総称して「PIMCOストラテジック・インカム・ファンド」または「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。また、「PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジあり）」は「為替ヘッジあり」、「PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジなし）」は「為替ヘッジなし」という場合があります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、2兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することができます。）

＜基準価額の照会方法等＞

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

(5) 【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2025年2月11日から2025年8月12日まで

※ニューヨーク証券取引所の休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

各ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

(10) 【払取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

※払取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（11）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定期定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、海外休業日にはお申込みの受付を行いません。

委託会社は、投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

<スイッチングについて>

「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」のファンド間でスイッチングを行うことができます。

スイッチングとは、すでに保有しているファンドを解約すると同時に他のファンドの取得の申込みを行うことをいい、ファンドの解約代金がそのまま買付代金に充当されます。

スイッチングの際には解約時と同様の税金がかかるほか、販売会社が定めるお申込手数料がかかる場合があります。スイッチングの際のお申込手数料は販売会社へお問い合わせください。

※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①各ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

②各ファンドは、それぞれ以下の外国投資信託および「D I AMマネーマザーファンド」を投資対象とする「ファンド・オブ・ファンズ方式」で運用します。

各ファンドの名称	投資対象となる外国投資信託
「為替ヘッジあり」	バミューダ籍外国投資信託 ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスS (JPY) 円建受益証券
「為替ヘッジなし」	バミューダ籍外国投資信託 ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスSS (USD) 円建受益証券

③各ファンドの信託金限度額は、各々5,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1 世界で発行されているさまざまな債券(デリバティブを含む)などを実質的な投資対象とし、機動的な運用を行うことにより、安定的な収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

- 各ファンドは以下の投資信託証券を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

	バミューダ籍外国投資信託*	国内籍投資信託
「為替ヘッジあり」	「ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスS (JPY)」円建受益証券	「DIAMマネーマザーファンド」 受益証券
「為替ヘッジなし」	「ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスSS (USD)」円建受益証券	

*上記外国投資信託を総称して、あるいは個別に「インカム・ファンド」という場合があります。

- 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、インカム・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。
- インカム・ファンドでは、金利変動リスクや信用リスクの低減および資産の効率的な運用に資することなどの目的で実質的にデリバティブ取引などを用いることがあります。

2 インカム・ファンドの運用は、PIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)が行います。当該インカム・ファンドへの投資にかかる指図権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

- PIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)は1971年に設立された債券運用のリーディングカンパニーであり、米国ニューポートビーチを本拠地とし、ニューヨーク、ロンドン、ミュンヘン、東京、シンガポール、シドニーなど世界の各拠点のスペシャリストたちが連携して幅広い債券をカバーしています。
- ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

3 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドがあります。

●「為替ヘッジあり」

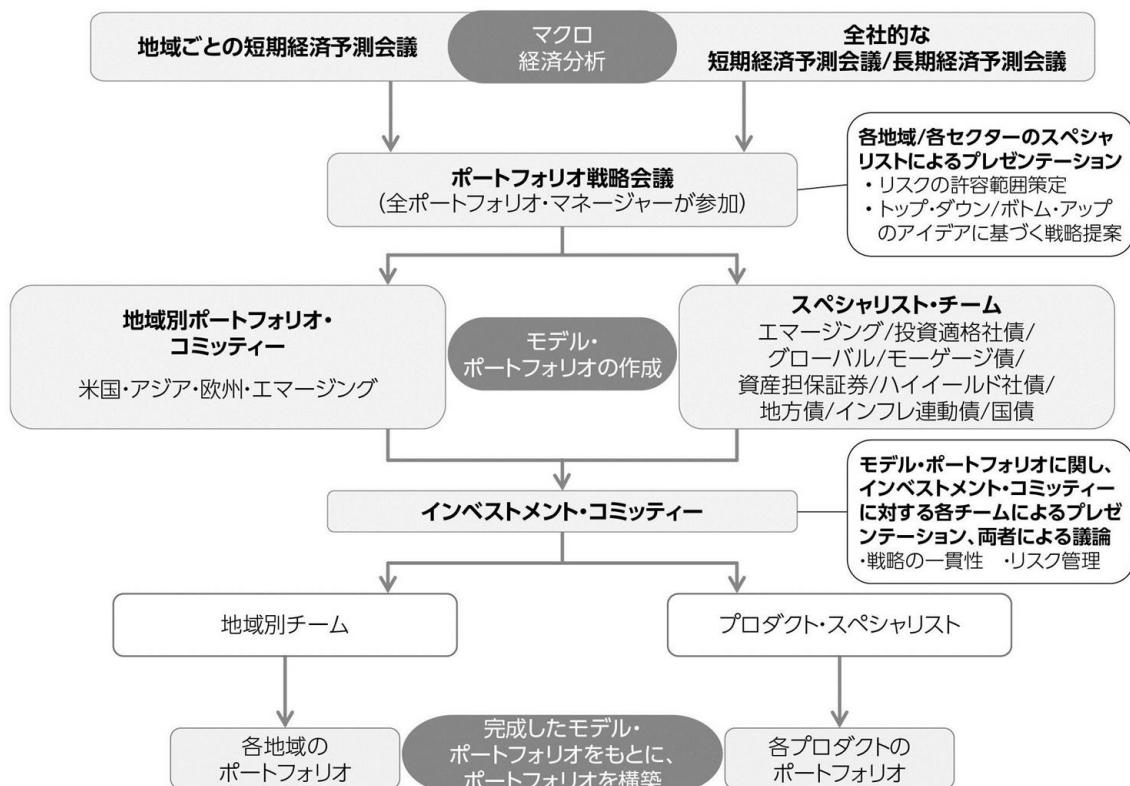
実質組入外貨建資産については、原則として、インカム・ファンドにおいて米ドル対円での為替ヘッジを行います。ただし、総資産の10%程度の範囲で実質的に為替ヘッジを行わない場合があります。また、実質的に非米ドル資産を組入れた場合には、米ドルと米ドル以外の通貨との間の為替変動リスクがあります。

●「為替ヘッジなし」

原則として為替ヘッジを行いません。このため、為替変動の影響を受けます。

運用プロセス

■投資対象とするインカム・ファンドの運用プロセス



※運用プロセスは、2024年11月末時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

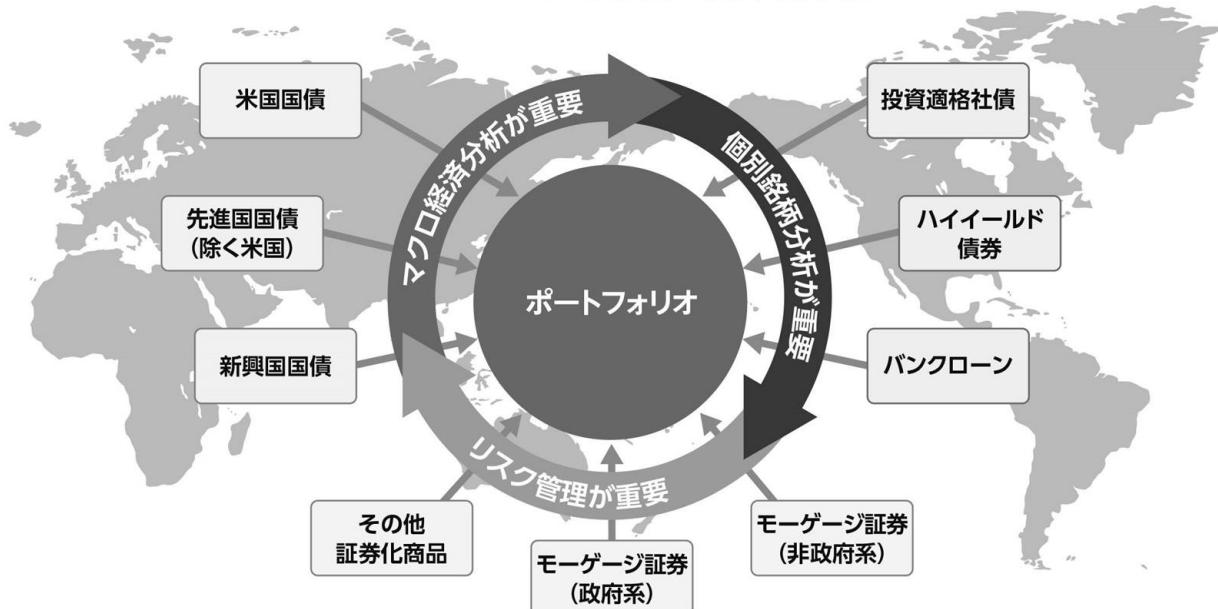
出所：ピムコジャパンリミテッドの情報をもとに委託会社作成

各ファンドが投資対象とするインカム・ファンドは、PIMCOのストラテジック・インカム戦略を通じて、世界で発行されているさまざまな債券などに実質的に投資し、あらゆる市場局面において、最適なアロケーションを追求することにより、安定的な収益の確保をめざす運用を行います。

世界中の良質なインカムを発掘

PIMCOのストラテジック・インカム戦略では、各投資対象資産の専門チームが、国・地域、債券種別を問わず、世界中の債券市場から魅力的なインカムを発掘します。

インカム・ファンドの実質的な投資対象資産



〈ご参考〉

主な投資対象資産の概要

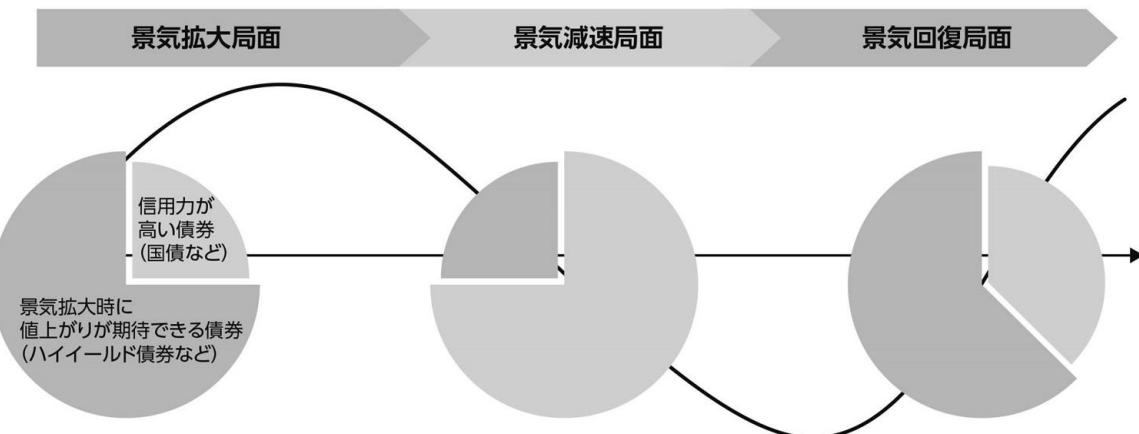
	特徴
米国国債	米国の政府が発行する債券。一般に信用力が高く、流動性も高いものが多い。信用力が高い分、相対的に利回りは低いものが多い。
先進国国債 (除く米国)	先進国の政府が発行する債券。一般に信用力が高く、流動性も高いものが多い。信用力が高い分、相対的に利回りは低いものが多い。
新興国国債	新興国の政府が発行する債券。先進国の国債と比べて信用リスクが高くなる分、相対的に利回りが高いものが多い。
投資適格社債	企業等が発行する信用格付けがBBB格相当以上の債券。
ハイイールド債券	企業等が発行する信用格付けがBB格相当以下の債券。投資適格社債に比べて信用リスクが高くなる分、相対的に利回りが高いものが多い。
バンクローン	銀行などの金融機関が、事業会社などに対して行うローン(貸付債権)。一般に変動金利で担保がついているのが特徴。市場で取引されているものは投機的格付けのものが多く、相対的に利回りが高いものが多い。米国で多く取引されている。
モーゲージ証券 (政府系) (非政府系)	住宅ローンなどを担保として発行される証券化商品の1つで、発行体によって政府系モーゲージ証券と非政府系モーゲージ証券に分けられる。政府系モーゲージ証券は、相対的に信用格付けが高く、固定金利のものが多い一方、非政府系モーゲージ証券は、相対的に信用格付けが低く、変動金利のものが多いという特徴がある。米国で多く取引されている。
その他 証券化商品	モーゲージ証券以外にも、自動車ローンやリース債権などを担保とする資産担保証券(ABS)や賃貸マンションやオフィスビルなどの商業用不動産ローンを担保とする商業用不動産担保証券(CMBS)などがある。

※上記の図・表は、投資対象資産の種類に関する事項のすべてを表しているものではありません。また、上記のすべてをポートフォリオに組入れることを示唆・保証するものではありません。

市場環境に応じ最適なアロケーションを追求

PIMCOのストラテジック・インカム戦略は、徹底した市場環境分析と銘柄選択に基づき、アロケーションを機動的に組み換えることによって、あらゆる市場局面において、安定的な収益の確保をめざします。

景気局面によるアロケーションのイメージ



※上記はイメージであり、実際のアロケーションの変更を示唆・保証するものではありません。投資環境などによっては、このイメージとは異なったアロケーションが行われる場合があります。

■ 分配方針

年2回の決算時(毎年5月および11月の各10日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

<商品分類>

- ・商品分類表

各ファンド

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・商品分類定義

追 加 型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内 外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
債 券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

「為替ヘッジあり」

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本を含む)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券		北米	ファミリー	あり
一般	年6回		ファンド	(限定ヘッジ)
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)	オセアニア		
()				
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・	なし
その他資産	その他	アフリカ	ファンズ	
(投資信託証券※)	()	中近東 (中東)		
資産複合		エマージング		
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

「為替ヘッジなし」

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
債券		欧州		
一般	年6回			
公債	(隔月)			
社債				
その他債券	年12回 (毎月)	アジア		
クレジット属性 ()		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券※)	その他 ()	アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

※各ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券 一般」です。

(注1) 「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注2) 各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として債券 一般※へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。 ※公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり (限定ヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替の限定ヘッジを行う旨の記載があるものをいう。 限定為替ヘッジについての詳細は、前述の「ファンドの特色」を参照。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

- (注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。
- (注2) 各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。
- (注3) 各ファンドは投資信託証券への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

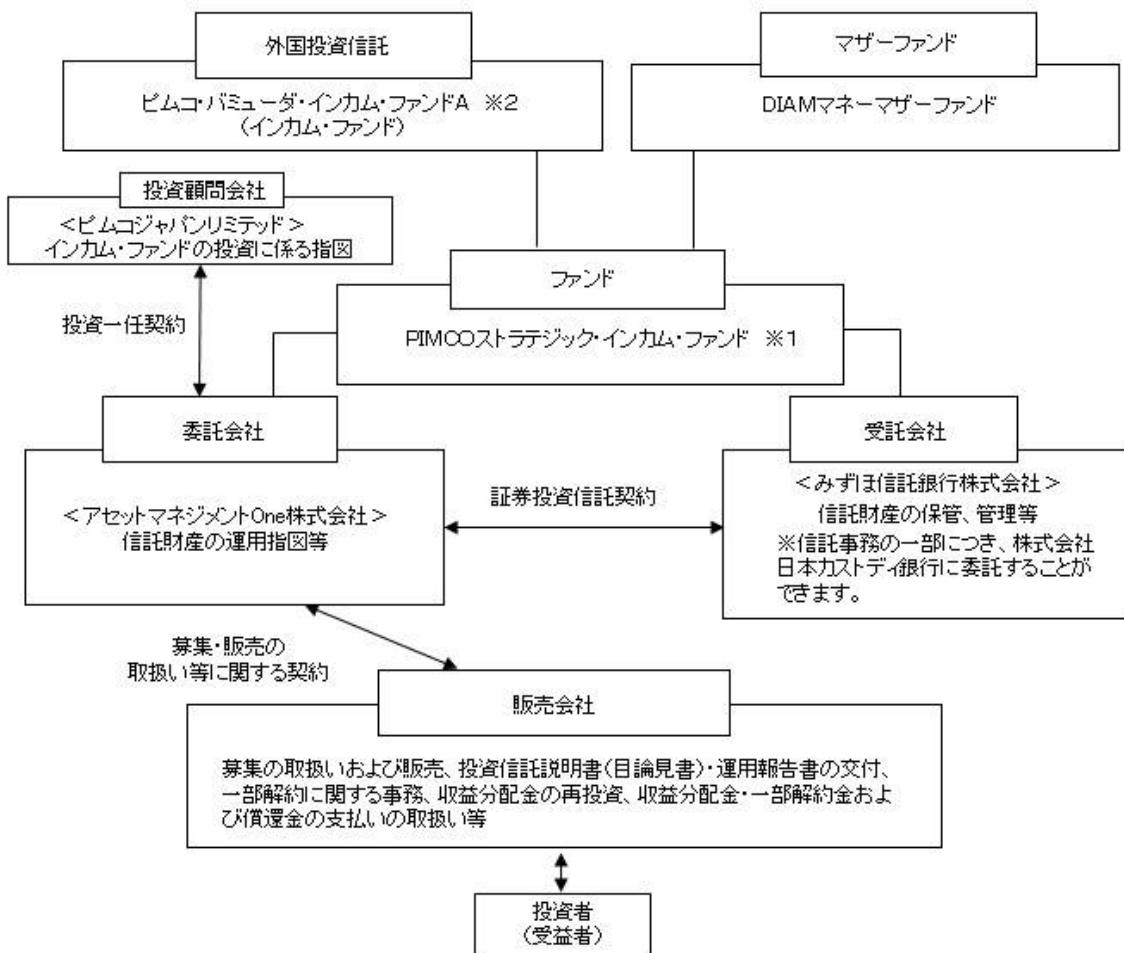
2023年4月28日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

各ファンド

(注) 以下の図表中※1、※2については下記の表より各々あてはめてご覧ください。

※1	「為替ヘッジあり」	「為替ヘッジなし」
※2	クラスS (JPY)	クラスSS (USD)



・ 「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、各ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、各ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・ 「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

・「投資一任契約」の概要

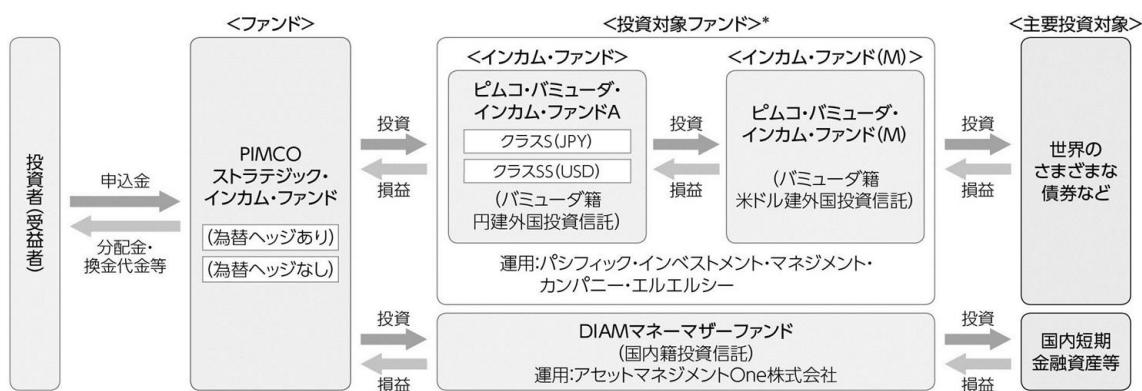
委託会社と投資顧問会社（ピムコジャパンリミテッド）との間においては、インカム・ファンドの投資に係る指図権限を委託する契約を締結しております。

当該契約の内容は、運用指図の権限委任、投資一任契約に基づく業務の内容、運用の責任等について規定したものです。

●ファンド・オブ・ファンズ方式とは●

各ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことです、投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組入れて運用する仕組みを一般に「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



*「為替ヘッジあり」はクラスS(JPY)に投資を行い、「為替ヘッジなし」はクラスSS(USD)に投資を行います。また、インカム・ファンドはバミューダ籍外国投資信託「ピムコ・バミューダ・インカム・ファンド(M)」を通じて運用を行います。

○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2024年11月29日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	DIA Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式

会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2024年11月29日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

<投資対象>

投資信託証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

①以下の投資信託証券を通じて、世界の様々な債券（デリバティブを含む）などに市場動向などを踏まえ機動的に投資を行うことで、安定的な収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

- ・バミューダ籍外国投資信託 ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA*円建受益証券（以下「インカム・ファンド」という場合があります。）
- ・D I A Mマネーマザーファンド受益証券

上記の*は、下記の表より各々あてはめてご覧ください。

「為替ヘッジあり」	クラスS (JPY)
「為替ヘッジなし」	クラスSS (USD)

②各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、インカム・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

③「為替ヘッジあり」

実質組入外貨建資産については、原則として、インカム・ファンドにおいて米ドル対円での為替ヘッジを行います。ただし、総資産の10%程度の範囲で実質的に為替ヘッジを行わない場合があります。

「為替ヘッジなし」

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

④インカム・ファンドへの投資にかかる指図権限を、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

⑤ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②運用の指図範囲等（約款第17条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図にかかる権限の委託を受けた者を含みます。以下③、(5) 投資制限について同じ。）は、信託金を、主としてバミューダ籍外国投資信託 ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA*円建受益証券およびアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるD IAMマネーマーザーファンドの受益証券を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記に掲げるインカム・ファンドおよび親投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、3.の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

上記*は、下記の表より各自あてはめてご覧ください。

「為替ヘッジあり」	クラスS (JPY)
「為替ヘッジなし」	クラスSS (USD)

③運用の指図範囲等（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考) 各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

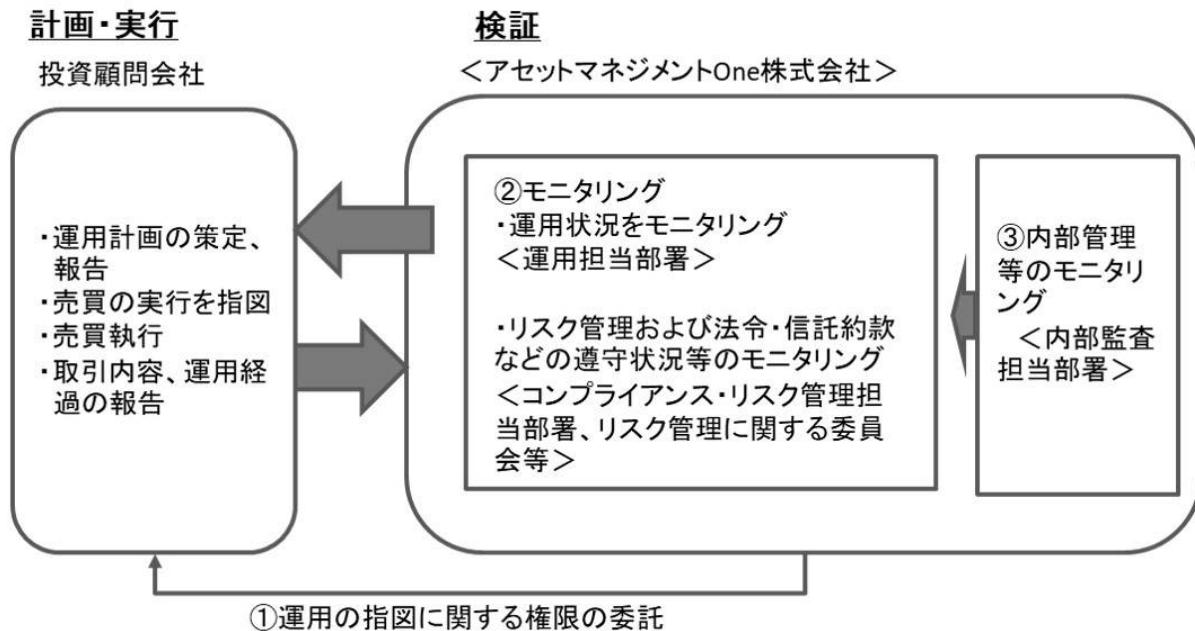
ファンド名	ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスS (JPY) ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスSS (USD)
形態	バミューダ籍外国投資信託／円建受益証券
主要投資対象	「ピムコ・バミューダ・インカム・ファンド(M)」を通じて、世界のさまざまな債券に投資を行います。
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・「ピムコ・バミューダ・インカム・ファンド(M)」を通じて、世界のさまざまな債券などに投資を行い、市場環境に合わせて機動的に投資比率を変更することで長期的な収益の獲得およびインカム収益の最大化をめざします。 ・クラスS (JPY) では、実質組入外貨建資産については、原則として米ドル対円での為替ヘッジを行います。ただし、総資産の10%程度の範囲で為替ヘッジを行わない場合があります。 ・クラスSS (USD) では、為替ヘッジは行いません。
主な投資制限	①ポートフォリオの実質的なデュレーションは原則0年～8年の間とします。 ②非投資適格債券への実質投資割合は総資産の50%以内とします。ただし、資産担保証券およびモーゲージ証券についてはこの限りではありません。 ③新興国債券への実質投資割合は総資産の20%以内とします。 ④米ドル以外の通貨の実質投資割合は総資産の15%以内とします。 ⑤流動性に欠ける資産への実質投資割合は総資産の15%以内とします。
分配方針	原則として、毎月、分配を行う方針です。
主要関係法人	<ul style="list-style-type: none"> ・受託会社：マイプルズ・トラスティ・サービスズ(バミューダ) リミテッド ・投資顧問会社：パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー ・管理事務代行会社兼保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー
申込手数料	ありません。
信託報酬等	直接の投資運用会社報酬などはありません。
その他費用	信託財産に関する租税、組入資産の売買時の売買手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担します。

ファンド名	DIAMマネーマザーファンド
形態	国内籍投資信託（親投資信託）／円建受益証券
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保をめざします。
主要投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。
投資態度	<p>①国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関（*）の長期発行体格付（複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付）がAA-格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のCD、CPを主要投資対象とします。</p> <p>（*）主要格付機関とは、R&I、JCR、Moody's、S&Pとします。</p> <p>②国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。</p> <p>③ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。</p>
運用プロセス	マクロ経済分析を主体としたファンダメンタルズ分析、投資家の需給動向等分析および信用リスク市場の分析等に基づき、短期金利の方向性見通し、セクター別のクレジットスプレッドの拡縮等を予測し、ファンドのデュレーションおよびセクター配分を決定します（トップダウンアプローチ）。
主な投資制限	<p>①株式への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。</p> <p>②同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>④新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑤投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑥外貨建て資産への投資は行いません。</p> <p>⑦デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
運用会社 (委託会社)	アセットマネジメントOne株式会社
申込手数料	ありません。
信託報酬	ありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



①運用の指図に関する権限の委託

各ファンドはピムコジャパンリミテッドにインカム・ファンドへの投資にかかる指図権限を委託します。

ピムコジャパンリミテッドは投資一任契約に基づいてインカム・ファンドへの投資の指図および売買執行・管理を行います。

②モニタリング

委託会社では、各運用担当者が運用の委託先である投資顧問会社の運用状況をモニタリングし、必要に応じて対応を指示します。

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

③内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応

じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

また投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行います。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2024年11月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則として毎年5月および11月の各10日（休業日の場合は翌営業日））に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1)分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2)分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- (3)留保益の運用については、特に制限を設げず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

②収益の分配方式

(1)信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1)信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除了した額をいいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2)売買損益に評価損益を加減した額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため

委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。
「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

- ①投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)
- ②デリバティブ取引の直接利用は行いません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)
- ④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)
- ⑤公社債の借入れの指図および範囲(約款第22条)
 - 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - 2)上記1)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 3)信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - 4)上記1)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- ⑥資金の借入れ(約款第28条)
 - 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - 2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - 3)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

<基準価額の主な変動要因>

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。各ファンドが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、債券の価格が下落したり、その価値がなくなることがあります。基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドはハイイールド債券やバンクローンなどの格付けが低い債券などにも実質的に投資することから、投資適格の債券のみに投資する場合よりも相対的に信用リスクは高くなる場合があります。

○金利変動リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。各ファンドは、実質的にデリバティブ取引などによって金利変動への対応を行いますが、想定した金利変動が起こらなかった場合などには、各ファンドの基準価額の上昇の抑制または下落の要因となります。

○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できることや、値動きが大きくなることがあります。基準価額に影響をおよぼす要因となります。

○為替変動リスク

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。

「為替ヘッジあり」

為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。

実質組入外貨建資産について原則として米ドル対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではありません。限定的な範囲で実質的に為替ヘッジを行わない場合には為替変動の影響を受けます。組入通貨のうち、米ドル以外の通貨については、当該通貨と米ドルとの間の為替変動の影響を受けます。なお、為替ヘッジには、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかるご留意ください。

「為替ヘッジなし」

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないと為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には、実質保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。

○カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。各ファンドは実質的に新興国の債券にも投資を行います。新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が債券市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も債券市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

○デリバティブ取引に関するリスク

組入れた外国投資信託におけるデリバティブ取引は、基準価額に影響をおよぼす場合があります。

各ファンドが組入れる外国投資信託では、デリバティブ取引を行う場合があります。取引の内容によっては、価格変動の基礎となる資産（原資産）以上の値動きをすることがあるため、各ファンドの基準価額が下落する場合があります。

○特定の投資信託証券に投資するリスク

組入れる投資信託証券の運用成果の影響を大きく受けます。

各ファンドが組入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各ファンドの運用成果に大きな影響をおよぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

○各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

○有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

○収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

- ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことと、受益者毎に異なります。
- ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

○委託会社は、投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、投資を行った投資信託証券の換金停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

○各ファンドが主要投資対象とするインカム・ファンドが存続しないこととなる場合は、委託会社は受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。

○各ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、各ファンドにおいて信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、その他やむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

○「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンド間でスイッチングを行うことができます。ただし、販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○注意事項

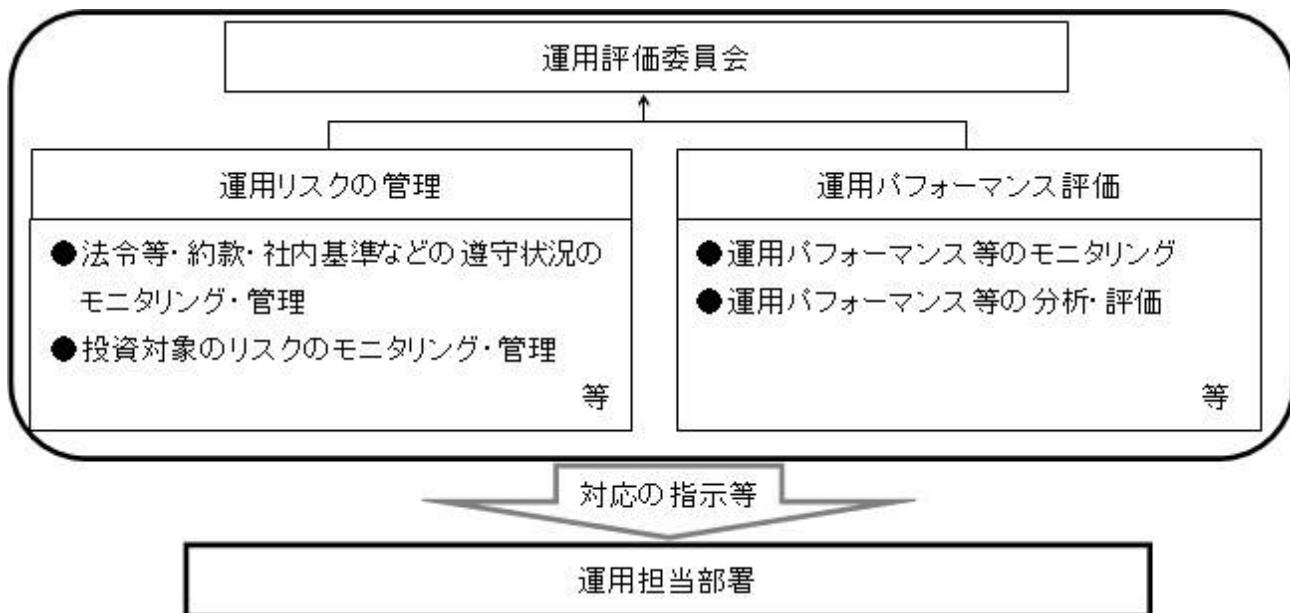
- ・各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。
- ・投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ・投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

- ・投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2024年11月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<インカム・ファンドの信用リスク管理方法>

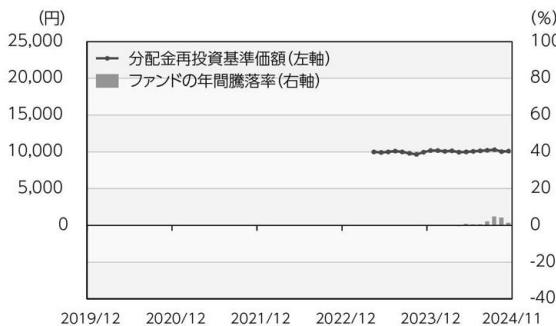
インカム・ファンドの投資顧問会社は、インカム・ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（U C I T S 指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

※上記のリスク管理方法については、変更になることがあります。

＜参考情報＞

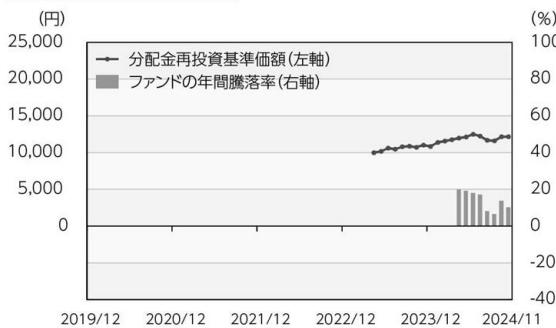
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

「為替ヘッジあり」



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

「為替ヘッジなし」



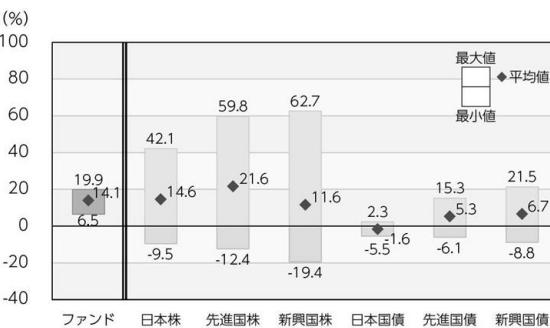
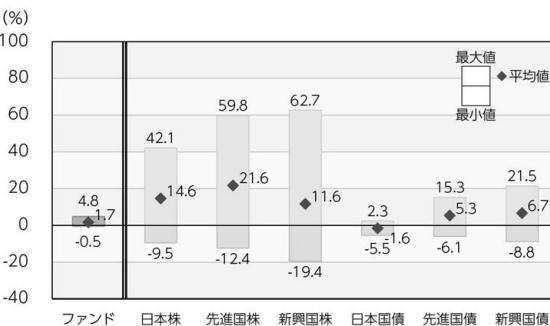
*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数值および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX関連会社(以下「JPX」という)の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指標です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指數です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

各ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.848%（税抜1.68%） 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。		
	支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社 年率0.95%			信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社 年率0.70%			購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社 年率0.03%			運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
※委託会社の信託報酬には、インカム・ファンドへの投資の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社（ピムコジャパンリミテッド）に対する報酬（各ファンドの信託財産の純資産総額に対して年率0.6%（税抜））が含まれます。			
投資対象とする 外国投資信託	直接の投資運用会社報酬などはありません。 ※ただし、各ファンドの委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社が受ける報酬から、各ファンドの投資顧問会社であるピムコジャパンリミテッドに投資顧問報酬が支払われます。そして、その投資顧問報酬から、インカム・ファンドの投資運用会社などへの報酬が支払われます。		
実質的な負担	各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.848%（税抜1.68%）		

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産留保額

ありません。

- ・その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

①信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

④投資対象とする投資信託証券でかかる費用等は、間接的に各ファンドで負担します。当該費用は以下の通りです。

投資対象とする投資信託証券	主な費用
インカム・ファンド	信託財産に関する租税、組入資産の売買時の売買手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担します。
D IAMマネーマザーファンド	有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額等

※上記の「その他の費用」については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

◇各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

- ①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要

制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※各ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の対象ではありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024年11月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行つて当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合について販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

----- (参考情報) ファンドの総経費率 -----

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
「為替ヘッジあり」	1.88%	1.85%	0.03%
「為替ヘッジなし」	1.86%	1.85%	0.01%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年5月11日～2024年11月11日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※投資対象とする外国投資信託(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、各ファンドについては、投資先ファンドも含め入手し得る情報において計算に含まれていない費用は認識しておりません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジあり）

2024年11月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	3,128,668,815	97.62
内 バミューダ	3,128,668,815	97.62
親投資信託受益証券	302,820	0.01
内 日本	302,820	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	76,045,303	2.37
純資産総額	3,205,016,938	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジなし）

2024年11月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	24,267,749,030	98.14
内 バミューダ	24,267,749,030	98.14
親投資信託受益証券	1,502,104	0.01
内 日本	1,502,104	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	457,378,671	1.85
純資産総額	24,726,629,805	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

DIAMマネーマザーファンド

2024年11月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	1,997,459,000	77.54
内 日本	1,997,459,000	77.54
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	578,628,391	22.46
純資産総額	2,576,087,391	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジあり）

2024年11月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスS (JPY) バミューダ	投資信託受益証券	293,716.56	10,635.0360 3,123,686,231	10,652.0000 3,128,668,815	— —	97.62
2	DIAMマネーマザーファンド	親投資信託受	301,134	1.0057	1.0056	—	0.01

	日本	益証券	302,880	302,820	-	
--	----	-----	---------	---------	---	--

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.62
親投資信託受益証券	0.01
合計	97.63

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド (為替ヘッジなし)

2024年11月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ピムコ・バミューダ・イン カム・ファンドA クラス S S (U S D) バミューダ	投資信 託受益 証券	1,917,641.17	12,717.9360 24,388,437,703	12,655.0000 24,267,749,030	- -	98.14
2	D I AMマネーマザーファ ンド 日本	親投資 信託受 益証券	1,493,740	1.0057 1,502,403	1.0056 1,502,104	- -	0.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.14
親投資信託受益証券	0.01
合計	98.15

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

D IAMマネーマザーファンド

2024年11月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	1202回 国庫短期証券 日本	国債証 券	500,000,000	99.99 499,960,500	99.99 499,965,000	- 2024/12/20	19.41
2	1261回 国庫短期証券 日本	国債証 券	500,000,000	99.95 499,783,500	99.93 499,660,000	- 2025/4/10	19.40
3	1244回 国庫短期証券 日本	国債証 券	500,000,000	99.82 499,135,000	99.80 499,000,000	- 2025/7/22	19.37

4	1 2 3 8回 国庫短期証券 日本	国債証 券	300,000,000	99.85 299,568,300	99.84 299,538,000	—	11.63
5	1 2 6 3回 国庫短期証券 日本	国債証 券	200,000,000	99.69 199,396,400	99.64 199,296,000	—	7.74

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	77.54
合計	77.54

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

(参考)

DIAMマネーマザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

(参考)

DIAMマネーマザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジあり）

直近日（2024年11月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1計算期間末 (2023年11月10日)	1,039	1,039	0.9783	0.9783
第2計算期間末 (2024年5月10日)	2,399	2,399	1.0064	1.0064
第3計算期間末	3,153	3,153	1.0109	1.0109

(2024年11月11日)				
2023年11月末日	1,546	—	0.9973	—
12月末日	2,535	—	1.0185	—
2024年1月末日	2,638	—	1.0163	—
2月末日	2,692	—	1.0077	—
3月末日	2,719	—	1.0143	—
4月末日	2,673	—	0.9952	—
5月末日	2,439	—	1.0007	—
6月末日	2,514	—	1.0049	—
7月末日	2,605	—	1.0155	—
8月末日	2,758	—	1.0220	—
9月末日	2,847	—	1.0291	—
10月末日	3,134	—	1.0048	—
11月末日	3,205	—	1.0115	—

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジなし）

直近日（2024年11月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1計算期間末 (2023年11月10日)	8,738	8,810	1.0933	1.1023
第2計算期間末 (2024年5月10日)	17,859	18,010	1.1870	1.1970
第3計算期間末 (2024年11月11日)	24,373	24,577	1.1922	1.2022
2023年11月末日	10,130	—	1.0946	—
12月末日	12,401	—	1.0760	—
2024年1月末日	14,304	—	1.1312	—
2月末日	15,264	—	1.1494	—
3月末日	16,417	—	1.1663	—
4月末日	17,590	—	1.1897	—
5月末日	19,084	—	1.1913	—
6月末日	20,724	—	1.2310	—
7月末日	21,424	—	1.2045	—
8月末日	21,832	—	1.1479	—
9月末日	22,604	—	1.1408	—
10月末日	24,396	—	1.1984	—
11月末日	24,726	—	1.1856	—

②【分配の推移】

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジあり）

	1口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジなし）

	1口当たりの分配金 (円)

第1計算期間	0.0090
第2計算期間	0.0100
第3計算期間	0.0100

③【収益率の推移】

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジあり）

	収益率 (%)
第1計算期間	△2.2
第2計算期間	2.9
第3計算期間	0.4

(注) 収益率は期間騰落率です。

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジなし）

	収益率 (%)
第1計算期間	10.2
第2計算期間	9.5
第3計算期間	1.3

(注) 収益率は期間騰落率です。

（4）【設定及び解約の実績】

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジあり）

	設定口数	解約口数
第1計算期間	1,073,630,948	11,274,676
第2計算期間	1,644,972,223	323,469,730
第3計算期間	876,448,321	141,233,031

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジなし）

	設定口数	解約口数
第1計算期間	8,011,662,499	19,039,661
第2計算期間	7,188,260,459	134,590,153
第3計算期間	5,983,008,179	584,875,402

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

<<参考情報>>

データの基準日:2024年11月29日

基準価額・純資産の推移 《2023年4月28日～2024年11月29日》

分配の推移(税引前)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金は1万口当たりです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

(設定日:2023年4月28日)

主要な資産の状況

■PIMCOストラテジック・インカム・ファンド

※比率(%)は、各ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

「為替ヘッジあり」

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスS(JPY)	97.62
2	DIAMマネーマザーファンド	0.01

「為替ヘッジなし」

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスSS(USD)	98.14
2	DIAMマネーマザーファンド	0.01

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

■ピムコ・バミューダ・インカム・ファンド(M) (2024年11月29日)

*ピムコジャパンリミテッドからの情報を基に作成しています。「為替ヘッジあり」はピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスS(JPY)、「為替ヘッジなし」はピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスSS(USD)を通じて、ピムコ・バミューダ・インカム・ファンド(M)に投資しています。
※比率(%)は、ピムコ・バミューダ・インカム・ファンド(M)のネット・ポジション(現物資産とデリバティブによる実質的な買いポジションから実質的な売りポジションを控除したポジション)に対する割合です。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	クーポン(%)	償還日	種類	通貨	比率(%)
1	GNMA II TBA 4.0% DEC 30YR JMBO	4.00	2054/12/19	モーゲージ証券(政府系)	米ドル	8.2
2	GNMA II TBA 5.0% DEC 30YR JMBO	5.00	2054/12/19	モーゲージ証券(政府系)	米ドル	5.4
3	GNMA II TBA 5.5% DEC 30YR JMBO	5.50	2054/12/19	モーゲージ証券(政府系)	米ドル	4.0
4	GNMA II TBA 4.5% DEC 30YR JMBO	4.50	2054/12/19	モーゲージ証券(政府系)	米ドル	3.0
5	FNMA TBA 6.5% JAN 30YR	6.50	2055/1/14	モーゲージ証券(政府系)	米ドル	2.4
6	FNMA TBA 5.5% JAN 30YR	5.50	2055/1/14	モーゲージ証券(政府系)	米ドル	2.2
7	GNMA II TBA 4.5% JAN 30YR JMBO	4.50	2055/1/21	モーゲージ証券(政府系)	米ドル	2.2
8	GNMA II TBA 3.5% JAN 30YR JMBO	3.50	2055/1/21	モーゲージ証券(政府系)	米ドル	2.1
9	GNMA II TBA 4.0% JAN 30YR JMBO	4.00	2055/1/21	モーゲージ証券(政府系)	米ドル	2.1
10	GNMA II MULTPL SGL 30YR #MA9169M	4.50	2053/9/20	モーゲージ証券(政府系)	米ドル	1.9

■DIAMマネーマザーファンド

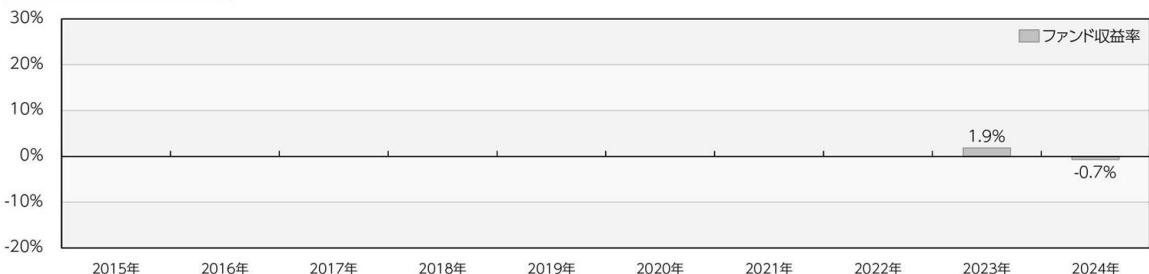
*比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入銘柄

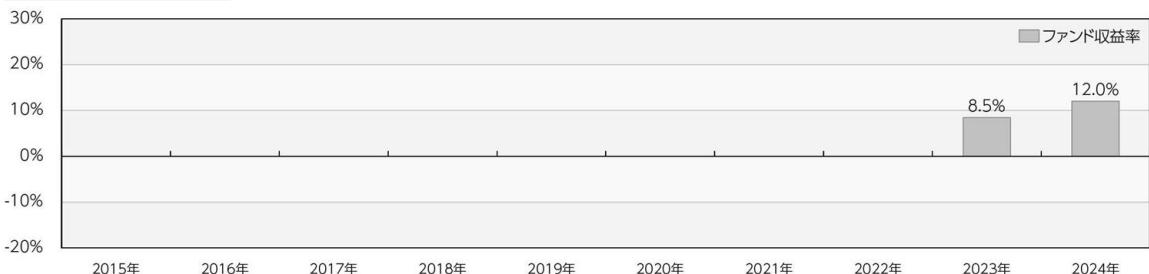
順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	1202回 国庫短期証券	国債証券	日本	—	2024/12/20	19.41
2	1261回 国庫短期証券	国債証券	日本	—	2025/4/10	19.40
3	1244回 国庫短期証券	国債証券	日本	—	2025/7/22	19.37
4	1238回 国庫短期証券	国債証券	日本	—	2025/6/20	11.63
5	1263回 国庫短期証券	国債証券	日本	—	2025/10/20	7.74

年間収益率の推移(暦年ベース)

「為替ヘッジあり」



「為替ヘッジなし」



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2023年は設定日から年末までの収益率、および2024年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することができます。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※償還乗換等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

・払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※海外休業日には、解約の受付を行いません。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、投資を行った投資信託証券の換金停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

※解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
インカム・ファンド	計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は、2023年4月28日（設定日）から原則として2033年5月10日までです。

※下記(5)その他 イ. 償還規定の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

- a. 計算期間は、原則として毎年5月11日から11月10日まで、および11月11日から翌年5月10日までとします。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、上記a. の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

イ. 償還規定

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認められる場合、各ファンドにおいて信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、各ファンドが主要投資対象とするインカム・ファンドが存続しないこととなる場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、上記a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもつてこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d. 上記c. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下イ. 償還規定d. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 上記c. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- f. 上記c. からe. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c. からe. までの手続きを行うことが困難な場合、および上記b. の場合にも適用しません。
- g. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下ロ. 信託約款の変更等c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます

す。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定にしたがいます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

また、投資一任契約について、委託会社と投資顧問会社（ピムコジャパンリミテッド）の間の当該契約は、いずれの当事者からも別段の意思表示がない限り、各ファンドの信託終了日まで存続します。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ. 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、2023年11月10日以降の毎年5月10日、11月10日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。

- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジあり）

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジなし）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（2024年5月11日から2024年11月11日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジあり）の2024年5月11日から2024年11月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジあり）の2024年11月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれおりません。

1 【財務諸表】

【PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジあり）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 2024年5月10日現在	第3期 2024年11月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	350,835,912	110,610,061
投資信託受益証券	2,374,079,004	3,079,686,231
親投資信託受益証券	302,760	302,880
流動資産合計	2,725,217,676	3,190,599,172
資産合計	2,725,217,676	3,190,599,172
負債の部		
流動負債		
未払解約金	304,598,628	12,342,158
未払受託者報酬	382,031	449,078
未払委託者報酬	21,014,530	24,701,775
その他未払費用	41,807	49,160
流動負債合計	326,036,996	37,542,171
負債合計	326,036,996	37,542,171
純資産の部		
元本等		
元本	2,383,858,765	3,119,074,055
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	15,321,915	33,982,946
（分配準備積立金）	10,425,518	15,446,808
元本等合計	2,399,180,680	3,153,057,001
純資産合計	2,399,180,680	3,153,057,001
負債純資産合計	2,725,217,676	3,190,599,172

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 2023年11月11日 至 2024年5月10日	第3期 自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
営業収益		
受取利息	5, 881	65, 458
有価証券売買等損益	46, 655, 167	31, 607, 347
営業収益合計	<u>46, 661, 048</u>	<u>31, 672, 805</u>
営業費用		
支払利息	6, 214	—
受託者報酬	382, 031	449, 078
委託者報酬	21, 014, 530	24, 701, 775
その他費用	41, 807	49, 160
営業費用合計	<u>21, 444, 582</u>	<u>25, 200, 013</u>
営業利益又は営業損失（△）	25, 216, 466	6, 472, 792
経常利益又は経常損失（△）	25, 216, 466	6, 472, 792
当期純利益又は当期純損失（△）	<u>25, 216, 466</u>	<u>6, 472, 792</u>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3, 117, 800	911, 712
期首剩余金又は期首次損金（△）	△23, 105, 572	15, 321, 915
剩余金増加額又は欠損金減少額	16, 328, 821	14, 162, 259
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	921, 908	—
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	15, 406, 913	14, 162, 259
剩余金減少額又は欠損金増加額	—	1, 062, 308
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	—	1, 062, 308
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剩余金又は期末欠損金（△）	<u>15, 321, 915</u>	<u>33, 982, 946</u>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第3期 自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年5月10日及び11月10日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を2024年11月11日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 2024年5月10日現在	第3期 2024年11月11日現在
1. 期首元本額	1,062,356,272円	2,383,858,765円
期中追加設定元本額	1,644,972,223円	876,448,321円
期中一部解約元本額	323,469,730円	141,233,031円
2. 受益権の総数	2,383,858,765口	3,119,074,055口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期 自 2023年11月11日 至 2024年5月10日	第3期 自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（10,425,518円）、信託約款に規定される収益調整金（4,896,637円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は15,322,155円（1万口当たり64.27円）ありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,654円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（5,548,198円）、信託約款に規定される収益調整金（18,536,138円）及び分配準備積立金（9,885,956円）より分配対象収益は33,982,946円（1万口当たり108.95円）ありますが、分配を行っておりません。
2. 委託費用	信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するためによる費用として委託者報酬の中から支弁している額 7,641,675円	信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するためによる費用として委託者報酬の中から支弁している額 8,982,483円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年11月11日	第3期 自 2024年5月11日
— 50 —		

	至 2024年5月10日	至 2024年11月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年5月10日現在	第3期 2024年11月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項	金融商品の時価の算定においては	同左

についての補足説明	一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
-----------	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第2期 2024年5月10日現在	第3期 2024年11月11日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	41,976,589	30,926,687
親投資信託受益証券	△120	120
合計	41,976,469	30,926,807

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第2期 2024年5月10日現在	第3期 2024年11月11日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0064円 (10,064円)	1.0109円 (10,109円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年11月11日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ピムコ・パミューダ・インカム・ファンドA クラスS (JPY)	289,553	3,079,686,231	
投資信託受益証券 合計		289,553	3,079,686,231	
親投資信託受益証券	DIAMマネーマザーファンド	301,134	302,880	
親投資信託受益証券 合計		301,134	302,880	
合計			3,079,989,111	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジなし）の2024年5月11日から2024年11月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジなし）の2024年11月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれおりません。

【PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 2024年5月10日現在	第3期 2024年11月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	904,754,181	496,592,654
投資信託受益証券	17,645,732,536	24,281,243,825
親投資信託受益証券	1,501,806	1,502,403
流動資産合計	<u>18,551,988,523</u>	<u>24,779,338,882</u>
資産合計	<u>18,551,988,523</u>	<u>24,779,338,882</u>
負債の部		
流動負債		
未払金	414,000,000	—
未払収益分配金	150,462,931	204,444,259
未払解約金	—	1,087,020
未払受託者報酬	2,278,669	3,569,555
未払委託者報酬	125,329,987	196,328,109
その他未払費用	249,815	376,797
流動負債合計	<u>692,321,402</u>	<u>405,805,740</u>
負債合計	<u>692,321,402</u>	<u>405,805,740</u>
純資産の部		
元本等		
元本	15,046,293,144	20,444,425,921
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,813,373,977	3,929,107,221
（分配準備積立金）	<u>1,537,357,870</u>	<u>1,620,633,657</u>
元本等合計	<u>17,859,667,121</u>	<u>24,373,533,142</u>
純資産合計	<u>17,859,667,121</u>	<u>24,373,533,142</u>
負債純資産合計	<u>18,551,988,523</u>	<u>24,779,338,882</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 2023年11月11日 至 2024年5月10日	第3期 自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
営業収益		
受取利息	53,412	435,513
有価証券売買等損益	1,511,238,305	537,511,886
営業収益合計	<u>1,511,291,717</u>	<u>537,947,399</u>
営業費用		
支払利息	18,001	—
受託者報酬	2,278,669	3,569,555
委託者報酬	125,329,987	196,328,109
その他費用	249,815	376,797
営業費用合計	<u>127,876,472</u>	<u>200,274,461</u>
営業利益又は営業損失（△）	1,383,415,245	337,672,938
経常利益又は経常損失（△）	1,383,415,245	337,672,938
当期純利益又は当期純損失（△）	<u>1,383,415,245</u>	<u>337,672,938</u>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	7,179,408	△123,049
期首剩余金又は期首次損金（△）	745,849,553	2,813,373,977
剩余金増加額又は欠損金減少額	855,048,957	1,091,761,188
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	855,048,957	1,091,761,188
剩余金減少額又は欠損金増加額	13,297,439	109,379,672
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	13,297,439	109,379,672
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	150,462,931	204,444,259
期末剩余金又は期末欠損金（△）	<u>2,813,373,977</u>	<u>3,929,107,221</u>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第3期 自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年5月10日及び11月10日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を2024年11月11日としております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 2024年5月10日現在	第3期 2024年11月11日現在
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	<p>7,992,622,838円</p> <p>7,188,260,459円</p> <p>134,590,153円</p>	<p>15,046,293,144円</p> <p>5,983,008,179円</p> <p>584,875,402円</p>
2. 受益権の総数	15,046,293,144口	20,444,425,921口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期 自 2023年11月11日 至 2024年5月10日	第3期 自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
1. 分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（35,571円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（1,376,139,394円）、信託約款に規定される収益調整金（1,276,016,107円）及び分配準備積立金（311,645,836円）より分配対象収益は2,963,836,908円（1万口当たり1,969.81円）であり、うち150,462,931円（1万口当たり100円）を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（275,947円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（337,520,040円）、信託約款に規定される収益調整金（2,308,473,564円）及び分配準備積立金（1,487,281,929円）より分配対象収益は4,133,551,480円（1万口当たり2,021.84円）であり、うち204,444,259円（1万口当たり100円）を分配金額としております。</p>
2. 委託費用	<p>信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するためによる費用として委託者報酬の中から支弁している額 45,574,562円</p>	<p>信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するためによる費用として委託者報酬の中から支弁している額 71,392,058円</p>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期	第3期
	— 58 —	

	自 2023年11月11日 至 2024年5月10日	自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理体制状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年5月10日現在	第3期 2024年11月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第2期 2024年5月10日現在	第3期 2024年11月11日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	1,511,238,902	537,511,289
親投資信託受益証券	△597	597
合計	1,511,238,305	537,511,886

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第2期 2024年5月10日現在	第3期 2024年11月11日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1870円 (11,870円)	1.1922円 (11,922円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年11月11日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスSS (USD)	1,909,503	24,281,243,825	
投資信託受益証券 合計		1,909,503	24,281,243,825	
親投資信託受益証券	DIAMマネーマザーファンド	1,493,740	1,502,403	
親投資信託受益証券 合計		1,493,740	1,502,403	
合計			24,282,746,228	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(参考)

「PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジあり）」、「PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジなし）」は、「ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスS（JPY）」投資信託証券、「ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスSS（USD）」投資信託証券及び「DIAMマネーマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」及び「親投資信託受益証券」は、すべてこれらの証券であります。

同投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

D I A Mマネーマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024年11月11日現在

資産の部	
流动資産	
コール・ローン	1, 570, 848, 813
国債証券	1, 997, 970, 000
流动資産合計	3, 568, 818, 813
資産合計	3, 568, 818, 813
負債の部	
流动負債	
未払解約金	1, 000, 000, 000
流动負債合計	1, 000, 000, 000
負債合計	1, 000, 000, 000
純資産の部	
元本等	
元本	2, 554, 076, 168
剩余金	
剩余金又は欠損金（△）	14, 742, 645
元本等合計	2, 568, 818, 813
純資産合計	
負債純資産合計	3, 568, 818, 813

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年11月11日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,774,122,672円
同期中追加設定元本額	4,574,838,391円
同期中一部解約元本額	3,794,884,895円
元本の内訳	
ファンド名	
バンクローン・ファンド（ヘッジなし）	15,843,407円
バンクローン・ファンド（ヘッジあり）	13,867,169円
バンクローン・ファンド（ヘッジなし／年1回決算型）	1,088,285円
バンクローン・ファンド（ヘッジあり／年1回決算型）	98,095円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド11月号	989,197円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド12月号	494,102円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド1月号	494,102円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド2月号	48,517円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド3月号	395,083円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド4月号	11,377円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド5月号	98,027円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド6月号	989,197円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド7月号	395,083円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド8月号	494,102円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド9月号	494,102円
ダブルライン・シラー・ケープ米国株式プラス＜為替ヘッジあり＞	791,316円
ダブルライン・シラー・ケープ米国株式プラス＜為替ヘッジなし＞	2,474,972円
クルーズコントロール	2,383,203,158円
U.Sストラテジック・インカム・ファンド Aコース（為替ヘッジあり）	993,740円
U.Sストラテジック・インカム・ファンド Bコース（為替ヘッジなし）	1,987,479円
D IAMージャナス グローバル債券コアプラス・ファンド＜DC年金＞	9,935円
マシューズ・アジア株式ファンド	14,723,185円
One世界分散セレクト（Aコース）	99,040円
One世界分散セレクト（Bコース）	99,040円
One世界分散セレクト（Cコース）	99,040円
世界8資産リスク分散バランスファンド（目標払出し型）	99,109円
モルガン・スタンレーU.Sハイイールド債券ファンド（毎月決算型） (為替ヘッジあり)	188,380円
モルガン・スタンレーU.Sハイイールド債券ファンド（毎月決算型） (為替ヘッジなし)	109,063円
モルガン・スタンレーU.Sハイイールド債券ファンド（年1回決算型）	297,442円

(為替ヘッジあり) モルガン・スタンレーU.S.ハイイールド債券ファンド（年1回決算型） (為替ヘッジなし)	118,977円
ファンズミス・グローバル・エクイティ・ファンド	99,255,584円
PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジあり）	301,134円
PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジなし）	1,493,740円
One/フィデリティ・ブルーチップ・グロース株式ファンド（成長型）	9,943,324円
One/フィデリティ・ブルーチップ・グロース株式ファンド（隔月決算・予想分配金提示型）	1,988,665円
計	2,554,076,168円
2. 受益権の総数	2,554,076,168口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年11月11日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	△301,286
合計	△301,286

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2024年4月6日から2024年11月11日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年11月11日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0058円 (10,058円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年11月11日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	1202回 国庫短期証券	500,000,000	499,955,000	
	1238回 国庫短期証券	300,000,000	299,646,000	
	1244回 国庫短期証券	500,000,000	499,325,000	
	1261回 国庫短期証券	500,000,000	499,670,000	
	1263回 国庫短期証券	200,000,000	199,374,000	
国債証券 合計		2,000,000,000	1,997,970,000	
合計			1,997,970,000	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA
ピムコ・バミューダ・インカム・ファンド (M)

「ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスS (JPY)」、「ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスSS (USD)」は、「ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA」を構成する個別クラスであり、「ピムコ・バミューダ・インカム・ファンド (M)」に投資しております。

「ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA」及び「ピムコ・バミューダ・インカム・ファンド (M)」は、同ファンドの国籍において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、現地監査人による監査を受けております。

なお、以下は入手しうる直近の現地監査済み財務諸表の原文の一部を委託会社が和訳したものであります、あくまで参考和訳であり正確性を保証するものではありません。

資産・負債計算書
(単位：受益証券数を除き、千米ドル)

	2023年10月31日現在
資産：	
投資一評価額	
有価証券投資	348,778
関連当事者に係る投資	10,181,475
金融デリバティブ商品	
店頭	34,654
現金	52
売却済投資に係る未収金	3
関連当事者に係る売却済投資に係る未収金	14,717
売却済ファンド受益証券に係る未収金	18,758
未収利息および未取配当金	6
	10,598,443
負債：	
金融デリバティブ商品	
店頭	158,549
購入済投資に係る未払金	53
関連当事者に係る購入済投資に係る未払金	14,565
未払利息	11
取引相手方からの預託金	61
償還済ファンド受益証券に係る未払金	18,935
運用手数料未払金	458
助言手数料未払金	11
管理手数料未払金	9
代理店手数料未払金	6
販売手数料未払金	94
	192,752
純資産	10,405,691
有価証券投資の取得原価	348,759
関連当事者に係る投資の取得原価	10,020,480

0となっている金額は、千単位未満で四捨五入した数値を表示している場合があります。

投資有価証券明細表
ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA
2023年10月31日現在

		額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)
有価証券投資 3.4%			
短期金融商品 3.4%			
定期預金 0.0%			
Bank of Nova Scotia			
4.830% due 11/01/2023	USD	27	27
Brown Brothers Harriman & Co.			
4.830% due 11/01/2023		2	2
Citibank N. A.			
4.830% due 11/01/2023		113	113
DBS Bank Ltd.			
4.830% due 11/01/2023		97	97
JPMorgan Chase Bank N. A.			
4.830% due 11/01/2023		206	206
Sumitomo Mitsui Banking Corp.			
(0.370%) due 11/01/2023	JPY	2	0
4.830% due 11/01/2023	USD	11	11
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.			
(0.370%) due 11/01/2023	JPY	9	0
4.830% due 11/01/2023	USD	262	262
			718
米国短期国債 3.4%			
5.334% due 11/14/2023 (a)		14,000	13,973
5.355% due 11/21/2023 (a)		21,261	21,199
5.365% due 12/12/2023 (a)		13,000	12,922
5.372% due 01/18/2024 (b) (d)		7,800	7,710
5.374% due 12/07/2023 (a) (d)		5,600	5,570
5.377% due 12/14/2023 (b)		26,200	26,035
5.385% due 01/25/2024 (a)		22,700	22,416
5.396% due 11/24/2023 (a) (d)		9,200	9,169
5.405% due 01/04/2024 (a) (d)		20,600	20,406
5.405% due 01/11/2024 (b)		154,700	153,085
5.414% due 01/23/2024 (a)		18,000	17,780
5.414% due 01/16/2024 (a) (d)		10,700	10,580
5.431% due 01/30/2024 (a) (d)		10,300	10,163
5.441% due 02/06/2024 (a) (d)		17,300	17,052
			348,060
短期金融商品合計			348,778
(取得原価 348,759千米ドル)			
有価証券投資合計			348,778
(取得原価 348,759千米ドル)			
関連当事者に係る投資 97.8%			
その他の投資会社 97.8%			
PIMCO Bermuda Income Fund (M)			
(取得原価 10,020,480千米ドル)		693,561	10,181,475
関連当事者に係る投資合計			10,181,475
(取得原価 10,020,480千米ドル)			
投資合計 101.2%			10,530,253
(取得原価 10,369,239千米ドル)			
金融デリバティブ商品(c) (1.2%)			(123,895)
(取得原価またはプレミアム(純額) 0千米ドル)			
その他の資産および負債(純額)(0.0%)			(667)
純資産 100.0%			10,405,691

*額面及び時価が0となっている証券は、千単位未満で四捨五入した数値を表示している場合があります。

(a)利率は満期までの利回りです。

(b)利率は満期までの利回り(加重平均)です。

受益証券口数
(単位:千)

関連当事者に係る投資 97.8%		
その他の投資会社 97.8%		
PIMCO Bermuda Income Fund (M)		
(取得原価 10,020,480千米ドル)		693,561
関連当事者に係る投資合計		10,181,475
(取得原価 10,020,480千米ドル)		
投資合計 101.2%		10,530,253
(取得原価 10,369,239千米ドル)		
金融デリバティブ商品(c) (1.2%)		(123,895)
(取得原価またはプレミアム(純額) 0千米ドル)		
その他の資産および負債(純額)(0.0%)		(667)
純資産 100.0%		10,405,691

(c) 金融デリバティブ商品：店頭
為替予約契約：

取引相手方	決済月	外貨引渡額（千通貨）	外貨受取額（千通貨）	未実現利益（損失）	
				資産（千米ドル）	負債（千米ドル）
BPS	11/2023	JPY 1,610,831	USD	10,811	175 0
BPS	11/2023	USD 1,754	JPY	262,091	0 (23)
BPS	11/2023	2,751		409,559	0 (44)
BPS	11/2023	2,470		367,656	0 (40)
JPM	11/2023	JPY 300,970	USD	2,012	25 0
JPM	11/2023	USD 778	JPY	116,391	0 (10)
JPM	11/2023	45		6,799	0 (1)
MYI	11/2023	JPY 141,586	USD	935	0 0
MYI	11/2023	USD 2,979	JPY	450,909	0 0
MYI	11/2023	125		18,978	0 0
					200 (118)

クラスF（JPY）、クラスJ（JPY）、クラスM（JPY助言）、クラスN（JPY）、クラスP（JPY）、
クラスQ（JPY）、クラスR（JPY）、クラスS（JPY）、クラスT（JPY）、クラスU2（JPY）、
クラスX（JPY）、クラスY（JPY）およびクラスZ（JPY）為替予約契約：

取引相手方	決済月	外貨引渡額（千通貨）	外貨受取額（千通貨）	未実現利益（損失）	
				資産（千米ドル）	負債（千米ドル）
AZD	11/2023	USD 51,176	JPY	7,606,046	0 (953)
BOA	11/2023	JPY 1,030,945	USD	6,875	68 0
BOA	11/2023	USD 1,911	JPY	283,637	0 (38)
BPS	11/2023	JPY 1,144,916	USD	7,683	123 0
BPS	11/2023	3,767,140		25,167	292 0
BPS	11/2023	USD 7,597	JPY	1,144,916	0 (37)
CBK	11/2023	JPY 112,987,492	USD	751,417	5,354 0
CBK	12/2023	USD 635,353	JPY	95,219,229	0 (3,205)
DUB	11/2023	JPY 282,100,651	USD	1,869,628	6,901 0
DUB	11/2023	USD 1,291,052	JPY	191,043,295	0 (29,582)
DUB	12/2023	1,869,628		280,681,417	0 (6,221)
GLM	11/2023	JPY 3,566,356	USD	23,994	445 0
GLM	11/2023	USD 52,569	JPY	7,798,910	0 (1,072)
JPM	11/2023	JPY 6,555,452	USD	43,301	15 0
JPM	11/2023	USD 140,639	JPY	20,885,896	0 (2,728)
JPM	12/2023	43,301		6,522,486	1 0
MBC	11/2023	JPY 637,972	USD	4,277	64 0
MBC	11/2023	USD 3,679	JPY	546,680	0 (70)
MYI	11/2023	JPY 34,492,948	USD	228,170	411 0
MYI	11/2023	USD 34,144	JPY	5,073,696	0 (642)
MYI	12/2023	120,636		18,160,488	0 (71)
SCX	11/2023	JPY 1,185,857	USD	7,934	103 0
SSB	11/2023	60,546,400		400,000	209 0
SSB	12/2023	USD 400,000	JPY	60,242,184	0 (60)
TOR	11/2023	JPY 85,314,933	USD	568,577	5,237 0
TOR	11/2023	USD 4,749,153	JPY	704,953,574	0 (94,304)
TOR	12/2023	568,577		84,882,758	0 (5,051)
UAG	11/2023	JPY 357,791,315	USD	2,377,747	15,231 0
UAG	12/2023	USD 2,377,747	JPY	355,986,844	0 (14,397)
				34,454	(158,431)
				34,654	(158,549)

為替予約契約合計

金融デリバティブ商品：店頭概要

以下は、2023年10月31日現在の店頭金融デリバティブ商品の時価及び担保の相手方別の概要です。

2023年10月31日現在、国際スワップデリバティブ協会のマスター契約に準拠して、時価総額27,347ドルの証券を金融デリバティブ商品の担保として差し入れています。

取引相手方	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債				店頭金融デリバティブ担保差入／ボージャー(1)	純額エクス
	為替予約 契約 (千米ドル)	買建オプション (千米ドル)	スワップ 契約 (千米ドル)	店頭 合計 (千米ドル)	為替予約 契約 (千米ドル)	売建オプション (千米ドル)	スワップ 契約 (千米ドル)	店頭 合計 (千米ドル)		
AZD	0	0	0	0	(953)	0	0	(953)	(953)	564 (389)
BOA	68	0	0	68	(38)	0	0	(38)	30	0 30
BPS	590	0	0	590	(144)	0	0	(144)	446	0 446
CBK	5,354	0	0	5,354	(3,205)	0	0	(3,205)	2,149	(61) 2,088
DUB	6,901	0	0	6,901	(35,803)	0	0	(35,803)	(28,902)	9,070 (19,832)
GLM	445	0	0	445	(1,072)	0	0	(1,072)	(627)	261 (366)
JPM	41	0	0	41	(2,739)	0	0	(2,739)	(2,698)	447 (2,251)
MBC	64	0	0	64	(70)	0	0	(70)	(6)	0 (6)
MYI	411	0	0	411	(713)	0	0	(713)	(302)	0 (302)
SCX	103	0	0	103	0	0	0	0	103	0 103
SSB	209	0	0	209	(60)	0	0	(60)	149	0 149
TOR	5,237	0	0	5,237	(99,355)	0	0	(99,355)	(94,118)	17,005 (77,113)
UAG	15,231	0	0	15,231	(14,397)	0	0	(14,397)	834	0 834
店頭 合計	34,654	0	0	34,654	(158,549)	0	0	(158,549)		

(1) 純額エクスボージャーは、デフォルトが発生した場合に支払期限となる、取引相手方に対する正味受取債権／（支払債務）を表します。店頭金融デリバティブ商品からのエクスボージャーは、同一の法人との同一の基本契約に基づいて管理される取引間でのみネットィングが可能です。

投資有価証券明細表—ピムコ・バミューダ・インカム・ファンド (M)
2023年10月31日現在

		額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)
有価証券投資 148.7%			
バンクローン債務証書 4.3%			
AAAdvantage Loyality IP Ltd.			
10.427% due 04/20/2028	USD	9,453	9,600
AmSurg LLC			
13.258% due 04/29/2027		78,267	91,831
16.695% due 04/28/2028 (b)		39,584	36,017
Azalea TopCo, Inc.			
9.184% due 07/24/2026		818	778
Carnival Corp.			
7.618% due 06/30/2025	EUR	11,263	11,919
8.689% due 10/18/2028	USD	2,290	2,252
Cengage Learning, Inc.			
10.405% due 07/14/2026		11,893	11,783
Charter Communications Operating LLC			
7.074–7.133% due 02/01/2027		3,069	3,065
DIRECTV Financing LLC			
10.439% due 08/02/2027		7,101	6,923
Envalior Finance GmbH			
9.448% due 03/29/2030	EUR	10,900	10,686
10.883% due 03/29/2030	USD	19,602	18,070
Envision Healthcare Corp.			
13.250% due 07/10/2026		23,591	23,591
Finastra USA, Inc.			
2.579% due 09/13/2029 (c)		614	603
12.582% due 09/13/2029		6,161	6,053
GTCR W Merger Sub LLC			
8.334% due 09/20/2030		9,200	9,146
iHeartCommunications, Inc.			
8.439% due 05/01/2026		49,324	42,248
Iqvia, Inc.			
5.868% due 03/07/2024	EUR	3,900	4,123
Lealand Finance Co. BV			
3.000–6.439% due 06/30/2025	USD	613	337
8.439% due 06/28/2024		261	190
Poseidon Bidco SAS			
9.222% due 09/30/2028	EUR	39,600	42,014
Pug LLC			
8.939% due 02/12/2027	USD	780	738
Sigma Holdco BV			
7.413% due 07/02/2025	EUR	1,820	1,920
Sotera Health Holdings LLC			
8.395% due 12/11/2026	USD	3,362	3,340
SS&C Technologies Holdings, Inc.			
7.189% due 04/16/2025		2,824	2,825
SVF II Finco (Cayman) LP			
5.000% due 12/21/2025		32,083	30,109
Syniverse Holdings LLC			
12.390% due 05/13/2027		24,909	22,192
Team Health Holdings, Inc.			
8.189% due 02/06/2024		1,685	1,650
TransDigm, Inc.			
8.640% due 02/22/2027		786	787
8.640% due 08/24/2028		24,180	24,180
U.S. Renal Care, Inc.			
10.446% due 06/20/2028		3,155	1,956
United AirLines, Inc.			
9.189% due 04/21/2028		2,439	2,438
Westmoreland Coal Co.			
8.000% due 03/15/2029		349	260
Windstream Services LLC			
9.424% due 02/23/2027		4,920	4,846
11.674% due 09/21/2027		8,020	7,450
バンクローン債務証書合計			435,920
(取得原価 444,839千米ドル)			

		額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)
社債 15.6%			
銀行および金融 7.4%			
AGFC Capital Trust I			
7.405% due 01/15/2067		2,200	1,157
AIB Group PLC			
5.250% due 10/23/2031	EUR	4,060	4,326
6.608% due 09/13/2029	USD	5,200	5,088
Armor Holdco, Inc.			
8.500% due 11/15/2029		200	175
Army Hawaii Family Housing Trust Certificates			
5.849% due 06/15/2050		7,900	6,006
Aroundtown S.A.			
5.375% due 03/21/2029		11,300	8,843
Avolon Holdings Funding Ltd.			
2.528% due 11/18/2027		43,530	36,373
Banca Monte dei Paschi di Siena SpA			
1.875% due 01/09/2026	EUR	7,100	6,735
2.625% due 04/28/2025		1,000	996
3.625% due 09/24/2024		900	929
6.750% due 03/02/2026		12,961	13,648
7.708% due 01/18/2028		1,200	1,111
8.000% due 01/22/2030		5,237	5,217
8.500% due 09/10/2030		2,000	1,992
Banco de Credito del Peru S.A.			
4.650% due 09/17/2024	PEN	16,400	4,133
Banco Santander S.A. (d)			
6.527% due 11/07/2027	USD	11,000	11,022
6.607% due 11/07/2028		8,400	8,413
Bank of Nova Scotia			
4.900% due 06/04/2025 (e) (f)		1,124	1,029
Barclays PLC			
4.972% due 05/16/2029		2,600	2,394
6.490% due 09/13/2029		8,500	8,290
6.692% due 09/13/2034		9,900	9,368
7.437% due 11/02/2033		400	399
BPCE S.A.			
6.714% due 10/19/2029		19,000	18,741
7.003% due 10/19/2034		11,600	11,278
Brandywine Operating Partnership LP			
3.950% due 11/15/2027		2,000	1,659
4.550% due 10/01/2029		1,500	1,149
CA Immobilien Anlagen AG			
1.000% due 10/27/2025	EUR	3,400	3,214
CaixaBank S.A.			
6.208% due 01/18/2029	USD	5,400	5,214
6.840% due 09/13/2034		7,800	7,376
CIFI Holdings Group Co. Ltd. (b)			
4.375% due 04/12/2027		300	17
4.450% due 08/17/2026		500	32
5.950% due 10/20/2025		200	15
6.000% due 07/16/2025		200	14
6.450% due 11/07/2024		600	39
Corestate Capital Holding S.A. (g)			
8.000% due 12/31/2026	EUR	8,491	6,066
10.000% due 12/31/2026		1,300	1,374
Corsair International Ltd.			
8.802% due 01/28/2027		10,000	10,411
9.152% due 01/28/2029		4,100	4,247
Country Garden Holdings Co. Ltd. (b)			
2.700% due 07/12/2026	USD	2,100	92
3.125% due 10/22/2025		3,400	147
3.875% due 10/22/2030		1,700	78
CPI Property Group S.A.			
2.750% due 05/12/2026	EUR	2,100	1,850
Credit Suisse AG			

0.495% due 02/02/2024	USD	5,200	5,116
5.500% due 08/20/2026	EUR	14,000	15,202
7.500% due 02/15/2028	USD	10,500	10,907
Credit Suisse Group AG AT1 Claim (b)		9,046	995
Cromwell Eredit Lux Finco Sarl			
2.125% due 11/19/2025	EUR	433	418
CTP NV			
1.250% due 06/21/2029		7,500	5,937
	額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)	
1.500% due 09/27/2031	EUR	8,200	6,001
Deutsche Bank AG			
1.375% due 02/17/2032		8,500	6,708
1.750% due 11/19/2030		6,200	5,286
2.129% due 11/24/2026	USD	1,200	1,084
3.035% due 05/28/2032		700	522
3.547% due 09/18/2031		7,400	5,815
3.961% due 11/26/2025		3,127	3,016
6.720% due 01/18/2029		2,900	2,848
EPR Properties			
4.750% due 12/15/2026		256	234
4.950% due 04/15/2028		1,132	987
G City Europe Ltd.			
4.250% due 09/11/2025	EUR	400	376
GLP Capital LP			
5.250% due 06/01/2025	USD	650	635
5.300% due 01/15/2029		3,142	2,873
Goodman U.S. Finance Three LLC			
3.700% due 03/15/2028		2,324	2,070
Highbrooks Realty LP			
3.050% due 02/15/2030		200	150
HSBC Holdings PLC			
2.848% due 06/04/2031		3,300	2,591
3.973% due 05/22/2030		14,100	12,187
5.402% due 08/11/2033		400	360
6.254% due 03/09/2034		29,500	28,014
Hudson Pacific Properties LP			
3.250% due 01/15/2030		100	64
3.950% due 11/01/2027		500	384
5.950% due 02/15/2028		2,200	1,733
InCaps Funding I Ltd.			
7.671% due 06/01/2033		6,069	5,705
KBC Group NV			
6.324% due 09/21/2034		5,500	5,211
Kennedy Wilson Europe Real Estate Ltd.			
3.250% due 11/12/2025	EUR	1,400	1,322
Kilroy Realty LP			
4.250% due 08/15/2029	USD	300	250
Lloyds Banking Group PLC			
7.875% due 06/27/2029 (e)(f)	GBP	1,706	1,829
Nationwide Building Society			
3.960% due 07/18/2030	USD	5,600	4,867
4.302% due 03/08/2029		12,500	11,366
4.500% due 11/01/2026 (d)	EUR	12,400	13,186
NatWest Group PLC			
4.445% due 05/08/2030	USD	17,600	15,610
5.076% due 01/27/2030		16,500	15,150
6.016% due 03/02/2034		15,900	14,817
New Metro Global Ltd.			
4.500% due 05/02/2026		1,000	173
4.625% due 10/15/2025		200	46
4.800% due 12/15/2024		1,400	441
Park Aerospace Holdings Ltd.			
5.500% due 02/15/2024		575	571
Preferred Term Securities XVIII Ltd.			
6.051% due 09/23/2035		68	67
Preferred Term Securities XXIV Ltd.			
5.971% due 03/22/2037		763	686

6.051% due 03/22/2037		4,829	3,622
Preferred Term Securities XXV Ltd.		18,320	15,939
5.961% due 06/22/2037		27,065	22,734
Preferred Term Securities XXVI Ltd.			
5.971% due 09/22/2037		1,007	968
Santander Holdings USA, Inc.			
4.500% due 07/17/2025		1,000	864
Santander UK Group Holdings PLC		3,400	2,993
2.469% due 01/11/2028		9,900	9,690
3.823% due 11/03/2028		16,610	19,749
6.534% due 01/10/2029	GBP	額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)
6.750% due 06/24/2024 (e) (f)		4,800	5,976
7.482% due 08/29/2029	GBP		
Seazen Group Ltd.		700	301
6.000% due 08/12/2024	USD		
Societe Generale S.A.		8,050	7,868
6.446% due 01/10/2029		15,100	14,150
6.691% due 01/10/2034			
Sunac China Holdings Ltd.		800	128
7.000% due 07/09/2025			
SVB Financial Group		100	57
3.125% due 06/05/2030 (b)			
U.S. Capital Funding VI Ltd.		23,084	17,602
5.948% due 07/10/2043			
UBS Group AG		2,850	2,193
3.091% due 05/14/2032		6,200	5,972
3.750% due 03/26/2025		31,650	28,346
3.869% due 01/12/2029		9,150	7,826
4.194% due 04/01/2031		15,900	14,830
5.959% due 01/12/2034		4,900	4,643
6.301% due 09/22/2034		10,000	9,902
6.327% due 12/22/2027		3,360	3,326
6.442% due 08/11/2028		22,110	21,257
6.537% due 08/12/2033			
7.750% due 03/01/2029	EUR	3,540	4,151
9.016% due 11/15/2033	USD	4,350	4,875
UniCredit SpA			
7.830% due 12/04/2023		72,590	72,690
Unique Pub Finance Co. PLC			
7.395% due 03/28/2024	GBP	344	414
Uniti Group LP			
6.500% due 02/15/2029	USD	2,280	1,483
10.500% due 02/15/2028		6,545	6,307
VICI Properties LP			
3.500% due 02/15/2025		4,784	4,567
3.750% due 02/15/2027		4,300	3,873
4.125% due 08/15/2030		5,684	4,694
4.250% due 12/01/2026		3,600	3,326
4.625% due 12/01/2029		3,600	3,117
Voyager Aviation Holdings LLC			
8.500% due 05/09/2026 (b)		4,421	2,404
			757,304

工業 3.2%

Air Canada 2020-2 Class A Pass-Through Trust		1,869	1,791
5.250% due 04/01/2029		3,270	3,119
Alaska Airlines 2020-1 Class A Pass-Through Trust			
4.800% due 08/15/2027		4,000	3,150
Amdocs Ltd.		78	73
2.538% due 06/15/2030		1,849	1,672
American Airlines 2013-1 Class A Pass-Through Trust		1,381	1,221
4.000% due 07/15/2025		1,467	1,340
American Airlines 2014-1 Class A Pass-Through Trust			
3.700% due 10/01/2026			
American Airlines 2015-1 Class A Pass-Through Trust			
3.375% due 05/01/2027			
American Airlines 2016-1 Class AA Pass-Through Trust			
3.575% due 01/15/2028			

		額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)
American Airlines 2016-2 Class AA Pass-Through Trust		767	678
3.200% due 06/15/2028		767	678
American Airlines 2017-2 Class AA Pass-Through Trust		337	297
3.350% due 10/15/2029		337	297
BAT Capital Corp.			
6.343% due 08/02/2030		1,200	1,165
6.421% due 08/02/2033		1,000	943
7.081% due 08/02/2053		1,100	982
Boeing Co.			
5.705% due 05/01/2040		5,728	5,071
5.805% due 05/01/2050		4,500	3,878
5.930% due 05/01/2060		9,900	8,338
British Airways 2019-1 Class AA Pass-Through Trust		85	72
3.300% due 12/15/2032		85	72
Broadcom, Inc.			
2.450% due 02/15/2031	USD	7,900	6,065
3.137% due 11/15/2035		4,435	3,130
3.469% due 04/15/2034		4,513	3,440
Carvana Co. (g)			
12.000% due 12/01/2028		11,453	8,536
13.000% due 06/01/2030		17,180	12,729
14.000% due 06/01/2031		20,329	15,161
Community Health Systems, Inc.			
5.625% due 03/15/2027		21,336	17,351
8.000% due 03/15/2026		8,401	7,691
CoStar Group, Inc.			
2.800% due 07/15/2030		2,000	1,554
CVS Pass-Through Trust			
5.773% due 01/10/2033		129	125
7.507% due 01/10/2032		515	525
8.353% due 07/10/2031		514	532
Energy Transfer LP			
4.950% due 05/15/2028		424	401
Exela Intermediate LLC			
11.500% due 04/15/2026 (g)		541	92
Ford Foundation			
2.815% due 06/01/2070		1,940	989
Greene King Finance PLC			
3.593% due 03/15/2035	GBP	1,956	2,016
4.064% due 03/15/2035		532	556
5.106% due 03/15/2034		131	147
7.139% due 12/15/2034		4,156	3,915
GTCR W-2 Merger Sub LLC			
7.500% due 01/15/2031	USD	900	889
Imperial Brands Finance PLC			
3.500% due 07/26/2026		1,900	1,771
JetBlue 2020-1 Class A Pass-Through Trust			
4.000% due 11/15/2032		6,106	5,408
Market Bidco Fincos PLC			
4.750% due 11/04/2027	EUR	17,800	16,152
Massachusetts Institute of Technology			
4.678% due 07/01/2114	USD	65	50
5.600% due 07/01/2111		103	96
Mitchells & Butlers Finance PLC			
6.013% due 12/15/2028	GBP	820	922
6.022% due 12/15/2030	USD	373	346
Nissan Motor Co. Ltd.			
3.522% due 09/17/2025		8,300	7,852
4.345% due 09/17/2027		8,700	7,869
4.810% due 09/17/2030		2,250	1,912
NMG Holding Co., Inc.			
7.125% due 04/01/2026		11,900	11,142
ONEOK, Inc.			
5.800% due 11/01/2030		800	770
6.050% due 09/01/2033		3,500	3,356
6.625% due 09/01/2053		2,900	2,713
Oracle Corp.			

3.850% due 04/01/2060		899	540
PeaceHealth Obligated Group			
3.218% due 11/15/2050		3,100	1,735
Roadster Finance DAC			
2.375% due 12/08/2027	EUR	1,000	889
Rolls-Royce PLC			
4.625% due 02/16/2026		3,514	3,672
5.750% due 10/15/2027	GBP	3,199	3,672
Royal Caribbean Cruises Ltd.			
11.500% due 06/01/2025	USD	2,410	2,549
Russian Railways Via RZD Capital PLC			
7.487% due 03/25/2049 (b)	GBP	6,300	4,969
Sands China Ltd.			
4.300% due 01/08/2026	USD	1,800	1,671
5.375% due 08/08/2025		2,300	2,228
5.650% due 08/08/2028		2,400	2,222
	額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)	
Syngenta Finance NV			
4.892% due 04/24/2025	USD	800	782
Times Square Hotel Trust			
8.528% due 08/01/2026		823	813
U.S. Renal Care, Inc.			
10.625% due 06/28/2028		2,342	1,446
United Airlines 2019-2 Class AA Pass-Through Trust			
2.700% due 05/01/2032		1,288	1,049
United Airlines 2020-1 Class A Pass-Through Trust			
5.875% due 10/15/2027		20,509	20,217
Venture Global Calcasieu Pass LLC			
3.875% due 08/15/2029		7,400	6,165
3.875% due 11/01/2033		16,500	12,486
4.125% due 08/15/2031		5,000	4,025
Venture Global LNG, Inc.			
8.125% due 06/01/2028		7,600	7,384
8.375% due 06/01/2031		8,400	8,022
9.500% due 02/01/2029		46,750	47,524
9.875% due 02/01/2032		15,550	15,777
Veritas U.S., Inc.			
7.500% due 09/01/2025		1,950	1,598
			331,428
公益 5.0%			
Altice Financing S.A.			
5.750% due 08/15/2029		11,389	8,820
Altice France S.A.			
8.125% due 02/01/2027		2,744	2,316
Charter Communications Operating LLC			
3.900% due 06/01/2052		9,800	5,536
3.950% due 06/30/2062		2,600	1,389
4.400% due 12/01/2061		7,100	4,137
Constellation Oil Services Holding S.A.			
3.000% due 12/31/2026 (g)		387	273
DISH DBS Corp.			
5.250% due 12/01/2026		11,110	8,983
5.750% due 12/01/2028		11,110	8,089
Enel Finance America LLC			
7.100% due 10/14/2027		1,000	1,023
Enel Finance International NV			
7.500% due 10/14/2032		600	621
Gazprom PJSC Via Gaz Capital S.A.			
2.250% due 11/22/2024	EUR	100	82
2.949% due 01/24/2024		450	381
4.950% due 03/23/2027	USD	1,800	1,251
4.950% due 02/06/2028		1,000	695
5.150% due 02/11/2026		5,700	4,275
7.288% due 08/16/2037		500	390
8.625% due 04/28/2034		2,372	2,163
Gazprom PJSC via Gaz Finance PLC			
1.500% due 02/17/2027	EUR	31,800	20,504
2.950% due 04/15/2025		5,000	3,964
2.950% due 01/27/2029	USD	23,200	13,340
Intelsat Jackson Holdings S.A.			

6. 500% due 03/15/2030			70, 143	61, 763
Netflix, Inc.				
3. 875% due 11/15/2029	EUR		3, 065	3, 181
Noble Finance II LLC				
8. 000% due 04/15/2030	USD		2, 072	2, 073
NPC Ukrenergo				
6. 875% due 11/09/2028			1, 200	324
Pacific Gas & Electric Co.				
2. 100% due 08/01/2027			1, 910	1, 618
2. 500% due 02/01/2031			2, 600	1, 929
2. 950% due 03/01/2026			8, 508	7, 813
3. 000% due 06/15/2028			11, 288	9, 559
3. 150% due 01/01/2026			15, 753	14, 585
3. 250% due 06/01/2031			3, 800	2, 952
3. 300% due 03/15/2027			3, 838	3, 443
		額面 (千通貨)		時価 (千米ドル)
3. 300% due 12/01/2027	USD	14, 666	12, 779	
3. 400% due 08/15/2024		6, 570	6, 421	
3. 450% due 07/01/2025		12, 102	11, 478	
3. 500% due 06/15/2025		8, 068	7, 678	
3. 500% due 08/01/2050		4, 660	2, 597	
3. 750% due 02/15/2024		10, 188	10, 121	
3. 750% due 07/01/2028		13, 613	11, 944	
3. 750% due 08/15/2042		418	258	
3. 850% due 11/15/2023		1, 830	1, 828	
3. 950% due 12/01/2047		2, 200	1, 315	
4. 000% due 12/01/2046		3, 144	1, 904	
4. 200% due 03/01/2029		9, 900	8, 635	
4. 250% due 03/15/2046		5, 219	3, 299	
4. 300% due 03/15/2045		3, 000	1, 944	
4. 400% due 03/01/2032		7, 300	6, 003	
4. 450% due 04/15/2042		4, 333	2, 933	
4. 500% due 07/01/2040		36, 242	25, 754	
4. 500% due 12/15/2041		743	490	
4. 550% due 07/01/2030		50, 195	43, 469	
4. 600% due 06/15/2043		1, 794	1, 230	
4. 650% due 08/01/2028		100	90	
4. 750% due 02/15/2044		2, 707	1, 888	
4. 950% due 07/01/2050		25, 950	18, 136	
5. 250% due 03/01/2052		7, 300	5, 292	
Petroleos de Venezuela S.A. (b)				
5. 375% due 04/12/2027		11, 932	1, 647	
5. 500% due 04/12/2037		10, 372	1, 365	
6. 000% due 05/16/2024		8, 283	1, 093	
6. 000% due 11/15/2026		13, 183	1, 691	
9. 000% due 11/17/2023		400	53	
9. 750% due 05/17/2035		4, 730	700	
Petroleos Mexicanos				
5. 950% due 01/28/2031		5, 319	3, 809	
6. 700% due 02/16/2032		58, 087	42, 867	
6. 950% due 01/28/2060		6, 116	3, 468	
7. 690% due 01/23/2050		1, 570	971	
PG&E Wildfire Recovery Funding LLC				
4. 263% due 06/01/2036		3, 600	3, 148	
4. 377% due 06/01/2039		3, 990	3, 407	
4. 451% due 12/01/2047		7, 700	6, 063	
Prosus NV				
1. 985% due 07/13/2033	EUR	5, 600	3, 873	
2. 085% due 01/19/2030		4, 200	3, 382	
3. 061% due 07/13/2031	USD	9, 600	6, 919	
4. 193% due 01/19/2032		4, 000	3, 074	
4. 987% due 01/19/2052		1, 300	803	
Rio Oil Finance Trust Series 2014-1				
9. 250% due 07/06/2024		499	504	
Rio Oil Finance Trust Series 2014-3				
9. 750% due 01/06/2027		443	459	
Rio Oil Finance Trust Series 2018-1				
8. 200% due 04/06/2028		2, 101	2, 121	
Sprint Capital Corp.				

8.750% due 03/15/2032		2,200	2,479
Sprint LLC			
7.125% due 06/15/2024		3,992	4,017
7.625% due 03/01/2026		839	862
Sprint Spectrum Co. LLC			
5.152% due 03/20/2028		2,482	2,443
System Energy Resources, Inc.			
2.140% due 12/09/2025		6,100	5,555
Topaz Solar Farms LLC			
4.875% due 09/30/2039		5,109	4,602
5.750% due 09/30/2039		7,292	6,633
Valaris Ltd.			
8.375% due 04/30/2030		1,666	1,636
Viasat, Inc.			
6.500% due 07/15/2028		2,700	1,917
	額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)	
Windstream Escrow LLC	USD	13,507	10,723
7.750% due 08/15/2028			517,242
社債合計			1,605,974
(取得原価 1,896,675千米ドル)			

転換社債 0.4%			
Multiplan Corp.			
6.000% due 10/15/2027		5,700	3,802
Nationwide Building Society			
10.250% due 06/20/2166	GBP	7,405	10,221
Stichting AK Rabobank Certificaten			
6.500% due 03/29/2170 (f)	EUR	30,963	29,586
転換社債合計			43,609
(取得原価 67,905千米ドル)			

地方債 0.1%			
Chicago, Illinois, Build America Bonds, Series 2010			
6.630% due 02/01/2035	USD	605	599
6.725% due 04/01/2035		286	283
7.350% due 07/01/2035		467	476
Commonwealth of Puerto Rico, General Obligation Bonds, Series 2022			
0.000% due 11/01/2043		12,731	6,350
Golden State, California, Tobacco Securitization Corp. Revenue Bonds, Series 2021			
2.246% due 06/01/2029		1,600	1,332
3.000% due 06/01/2046		635	560
Puerto Rico Electric Power Authority, Build America Bonds, Series 2010 (b)			
6.050% due 07/01/2032		800	202
6.125% due 07/01/2040		3,000	757
地方債合計			10,559
(取得原価 12,129千米ドル)			

米国政府関係機関 52.4%			
Fannie Mae			
0.765% due 05/25/2048 (h)		2,065	207
3.000% due 04/01/2037		611	546
3.000% due 09/01/2049		188	152
3.000% due 03/01/2050		16,878	13,664
3.000% due 10/01/2051		1,350	1,084
3.000% due 12/01/2051		204	164
3.000% due 01/01/2052		194	156
3.000% due 02/01/2052		10,310	8,273
3.000% due 03/01/2052		23,085	18,518
3.000% due 04/01/2052		25,731	20,639
3.000% due 05/01/2052		8,343	6,695
3.000% due 06/01/2052		9,332	7,485
3.000% due 07/01/2052		6,806	5,459
3.000% due 08/01/2052		10,442	8,379
3.000% due 09/01/2052		164	132
3.000% due 05/01/2053		111	89

3. 500% due 08/01/2042		18	16
3. 500% due 09/01/2047		166	142
3. 500% due 03/01/2048		49	42
3. 500% due 04/01/2051		676	578
3. 500% due 02/01/2052		977	816
3. 500% due 03/01/2052		1, 590	1, 330
3. 500% due 04/01/2052		2, 751	2, 301
3. 500% due 05/01/2052		2, 950	2, 467
3. 500% due 07/01/2052		3, 348	2, 793
3. 500% due 09/01/2052		981	819
4. 000% due 07/01/2040		5	5
4. 000% due 12/01/2041		46	40
4. 000% due 07/01/2042		36	31
4. 000% due 08/01/2042		541	476
4. 000% due 09/01/2042		125	109
4. 000% due 10/01/2042		20	18
	額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)	
	USD		
4. 000% due 01/01/2043		5	4
4. 000% due 11/01/2045		86	76
4. 000% due 03/01/2047		27	24
4. 000% due 04/01/2047		230	204
4. 000% due 08/01/2047		3, 707	3, 278
4. 000% due 10/01/2047		205	181
4. 000% due 12/01/2047		80	71
4. 000% due 01/01/2048		46	40
4. 000% due 02/01/2048		514	454
4. 000% due 07/01/2048		6, 176	5, 430
4. 000% due 08/01/2048		3, 627	3, 190
4. 000% due 09/01/2048		1, 049	927
4. 500% due 05/01/2033		13	12
4. 500% due 02/01/2038		1	1
4. 500% due 01/01/2041		156	138
4. 750% due 06/01/2033		160	145
5. 000% due 10/01/2035		60	59
5. 000% due 12/01/2035		134	125
5. 000% due 10/01/2036		5	5
5. 000% due 05/01/2038		2	2
5. 000% due 11/01/2039		6	6
5. 500% due 07/01/2033		18	18
5. 500% due 06/01/2035		657	624
5. 500% due 04/01/2036		1	1
5. 500% due 11/01/2036		1	1
5. 500% due 03/01/2037		11	11
5. 500% due 09/01/2037		4	4
5. 500% due 02/01/2038		3	3
5. 500% due 04/01/2038		11	11
6. 000% due 08/01/2031		20	19
6. 000% due 06/01/2032		1	1
6. 000% due 09/01/2039		358	345
6. 000% due 10/01/2047		8	7
6. 000% due 01/01/2053		26, 626	26, 056
6. 500% due 01/01/2037		1	1
6. 500% due 10/01/2037		3	3
6. 500% due 10/01/2053		6, 847	6, 815
7. 000% due 09/01/2031		27	27
Fannie Mae, TBA (d)			
2. 500% due 12/01/2053		146, 000	112, 203
3. 000% due 11/01/2038		1, 800	1, 609
3. 000% due 11/01/2053		0	0
3. 000% due 12/01/2053		199, 150	159, 563
3. 500% due 12/01/2053		652, 683	544, 157
4. 000% due 12/01/2053		155, 150	134, 132
4. 500% due 12/01/2053		101, 800	90, 950
5. 000% due 12/01/2053		3, 500	3, 226
5. 500% due 12/01/2053		286, 200	271, 420
6. 000% due 12/01/2053		30, 800	29, 962
6. 500% due 12/01/2053		35, 100	34, 867

Freddie Mac

1. 115% due 06/15/2042 (h)		30	3
3. 000% due 11/01/2046		57	47
3. 000% due 12/01/2047		1, 779	1, 469
3. 000% due 03/01/2048		101	84
3. 000% due 12/01/2051		187	151
3. 000% due 03/01/2052		89	71
3. 000% due 04/01/2052		538	432
3. 000% due 05/01/2052		7, 575	6, 075
3. 000% due 06/01/2052		203	163
3. 000% due 07/01/2052		158	127
3. 000% due 09/01/2052		99	79
3. 000% due 10/01/2052		396	317
3. 000% due 01/01/2053		242	194
3. 000% due 03/01/2053		260	209
3. 500% due 10/01/2039		108	94
3. 500% due 10/01/2047		1, 937	1, 657
3. 500% due 12/01/2047		601	513
		額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)
3. 500% due 03/01/2048	USD	2, 330	1, 989
3. 500% due 04/01/2048		836	714
3. 500% due 10/01/2048		938	800
3. 500% due 12/01/2048		2, 300	1, 966
3. 500% due 03/01/2049		1, 432	1, 221
3. 500% due 05/01/2051		75	63
3. 500% due 04/01/2052		2, 952	2, 463
3. 500% due 06/01/2052		2, 323	1, 939
3. 500% due 07/01/2052		993	828
3. 500% due 09/01/2052		33	27
3. 500% due 11/01/2052		836	700
4. 000% due 09/01/2033		1	1
4. 000% due 08/01/2042		465	410
4. 000% due 09/01/2042		656	578
4. 000% due 12/01/2042		7	6
4. 000% due 04/01/2047		296	262
4. 000% due 05/01/2047		287	254
4. 000% due 08/01/2047		522	462
4. 000% due 08/01/2048		602	530
4. 000% due 09/01/2048		245	216
4. 000% due 12/01/2048		9, 227	8, 119
4. 000% due 02/01/2049		3, 684	3, 241
4. 000% due 03/01/2049		287	252
5. 000% due 06/01/2034		65	64
5. 000% due 08/01/2035		39	38
5. 000% due 01/01/2037		2	2
5. 000% due 01/01/2038		1	1
5. 500% due 01/01/2035		257	252
5. 500% due 05/01/2037		2	2
5. 500% due 06/01/2037		90	88
5. 750% due 05/01/2037		83	82
6. 000% due 07/01/2037		40	40
6. 000% due 01/01/2053		8, 304	8, 121
Ginnie Mae			
4. 000% due 06/20/2041		1	1
4. 000% due 04/20/2047		1, 441	1, 290
4. 000% due 05/20/2047		26, 657	23, 925
4. 000% due 06/20/2047		12, 651	11, 325
4. 000% due 07/20/2047		10, 939	9, 792
4. 000% due 02/20/2048		7, 567	6, 768
4. 000% due 05/20/2049		26, 126	23, 437
4. 000% due 02/20/2050		318	287
4. 000% due 07/20/2050		156	140
4. 000% due 08/20/2050		24	22
4. 000% due 09/20/2050		1, 893	1, 698
4. 000% due 10/20/2050		59, 971	53, 798
4. 000% due 11/20/2052		252	222
4. 500% due 10/20/2035		416	380
4. 500% due 01/20/2040		76	69
4. 500% due 03/20/2040		7	7

4. 500% due 07/15/2040		1, 105	1, 032
4. 500% due 07/20/2040		1, 207	1, 122
4. 500% due 08/15/2040		1, 317	1, 239
4. 500% due 08/20/2040		871	810
4. 500% due 09/20/2040		3, 628	3, 371
4. 500% due 10/20/2040		987	918
4. 500% due 01/20/2041		4, 678	4, 348
4. 500% due 02/20/2041		2, 268	2, 096
4. 500% due 03/20/2041		8, 736	8, 093
4. 500% due 04/15/2041		1, 054	991
4. 500% due 04/20/2041		926	861
4. 500% due 06/20/2041		7, 991	7, 428
4. 500% due 07/20/2041		2, 066	1, 920
4. 500% due 09/20/2041		206	191
4. 500% due 10/20/2041		1, 179	1, 083
4. 500% due 12/20/2041		1, 847	1, 718
4. 500% due 05/20/2043		438	407
4. 500% due 07/20/2043		292	272
		額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)
4. 500% due 07/20/2053	USD	103, 767	93, 851
4. 500% due 08/20/2053		1, 022	925
4. 500% due 09/20/2053		299, 110	270, 538
5. 000% due 08/20/2030		170	160
5. 000% due 05/20/2040		262	246
5. 000% due 04/20/2041		7	6
5. 500% due 05/20/2038		7	7
5. 500% due 06/20/2038		35	34
5. 500% due 07/20/2038		34	32
5. 500% due 08/20/2038		233	225
5. 500% due 09/20/2038		72	69
5. 500% due 10/20/2038		15	14
5. 500% due 01/20/2039		10	10
5. 500% due 02/20/2039		26	25
5. 500% due 09/20/2039		50	48
5. 500% due 10/20/2039		8	7
5. 500% due 11/20/2039		212	204
5. 500% due 12/20/2039		24	22
5. 500% due 01/20/2040		187	176
5. 500% due 06/20/2040		208	203
5. 500% due 07/20/2040		470	443
5. 500% due 07/20/2053		21, 057	20, 155
5. 500% due 08/20/2053		18, 417	17, 627
Ginnie Mae, TBA (d)			
2. 000% due 11/01/2053		19, 000	14, 653
2. 500% due 12/01/2053		46, 200	36, 816
3. 000% due 11/01/2053		147, 100	121, 256
3. 000% due 12/01/2053		494, 900	408, 181
3. 500% due 10/01/2053		182, 700	155, 733
3. 500% due 12/01/2053		99, 000	84, 418
4. 000% due 11/01/2053		513, 000	450, 979
4. 000% due 12/01/2053		944, 000	830, 204
4. 500% due 11/01/2053		177, 660	160, 530
4. 500% due 12/01/2053		496, 000	448, 368
5. 000% due 11/01/2041		277, 000	257, 751
5. 500% due 11/01/2053		22, 000	21, 039
5. 500% due 12/01/2053		247, 000	236, 155
米国政府関係機関合計			5, 383, 620

(取得原価 5, 497, 999千米ドル)

米国長期国債 15.1%

Treasury Inflation Protected Securities (i)

0. 125% due 07/15/2024		194, 667	190, 176
0. 125% due 10/15/2024		141, 986	137, 773
0. 125% due 04/15/2025		33, 341	31, 837
0. 125% due 07/15/2030		54, 737	46, 922
0. 125% due 01/15/2031		2, 005	1, 692
0. 125% due 07/15/2031		7, 606	6, 371
0. 250% due 01/15/2025		72, 526	69, 835
0. 250% due 07/15/2029		148, 070	131, 114
0. 250% due 02/15/2050		21, 926	12, 189

0.375% due 01/15/2027		5,903	5,486
0.375% due 07/15/2027		1,581	1,463
0.500% due 04/15/2024		96,682	95,057
0.625% due 01/15/2024		169,533	168,013
0.625% due 07/15/2032		91,088	78,043
0.625% due 02/15/2043		2,938	2,035
0.750% due 07/15/2028		34,682	32,098
0.750% due 02/15/2042		6,930	5,013
0.750% due 02/15/2045		18,905	13,052
0.875% due 01/15/2029		63,316	58,326
0.875% due 02/15/2047		22,131	15,330
1.000% due 02/15/2046		11,921	8,609
1.000% due 02/15/2048		25,897	18,280
1.000% due 02/15/2049		65,655	46,012
1.375% due 07/15/2033		117,671	106,538
1.375% due 02/15/2044		3,425	2,733
1.500% due 02/15/2053		26,958	21,153
額面 (千通貨)		時価 (千米ドル)	
2.125% due 02/15/2040	USD	3,551	3,322
2.125% due 02/15/2041		1,963	1,832
U.S. Treasury Bonds			
2.250% due 08/15/2046		100	60
2.750% due 08/15/2047		2,830	1,865
3.000% due 08/15/2048		155	107
3.000% due 02/15/2049		77	53
3.125% due 05/15/2048		180	127
4.375% due 08/15/2043		33,800	30,151
U.S. Treasury Notes			
1.625% due 02/15/2026		2,200	2,040
2.000% due 02/15/2025		11,021	10,572
2.000% due 08/15/2025		1,400	1,326
2.000% due 11/15/2026		800	735
2.250% due 11/15/2024		12,300	11,906
2.250% due 02/15/2027		28,000	25,789
2.375% due 05/15/2029		32,200	28,297
2.625% due 02/15/2029		5,000	4,478
2.750% due 08/15/2032		150,100	126,999
2.875% due 05/15/2032		290	249
米国長期国債合計			1,555,058
(取得原価 1,734,056千米ドル)			

モーゲージバック証券 40.8%

Accredited Mortgage Loan Trust

6.384% due 07/25/2035		7,714	7,468
7.134% due 07/25/2035 (b)		2,206	1,765
ACE Securities Corporation Home Equity Loan Trust			
5.749% due 08/25/2036		3,308	3,105
6.234% due 01/25/2035		841	763
6.264% due 02/25/2034		1,389	1,402
6.339% due 08/25/2035		4,516	4,289
6.369% due 11/25/2034		1,120	1,090
6.609% due 02/25/2035		6,632	6,153
Adjustable Rate Mortgage Trust			
6.389% due 08/25/2035		3,175	2,764
AFC Home Equity Loan Trust			
6.249% due 06/25/2029		1,587	926
Alternative Loan Trust			
4.140% due 08/25/2035 (b)		420	385
4.158% due 08/25/2036		5,426	4,855
5.268% due 09/25/2034		772	686
5.500% due 04/25/2034		8,776	8,291
5.500% due 06/25/2035		4,396	3,424
5.500% due 08/25/2035 (b)		49	40
5.500% due 09/25/2035		2,541	1,568
5.500% due 02/25/2036 (b)		14	8
5.644% due 09/20/2046		542	541
5.799% due 07/25/2036		3,895	3,842
5.819% due 08/25/2046 (b)		8,382	6,782
5.839% due 05/25/2036		12,205	10,255
5.874% due 03/20/2046		4,994	3,948

5. 939% due 12/25/2046		13, 414	10, 764
5. 979% due 07/25/2036		18, 309	15, 296
6. 000% due 11/25/2036		1, 701	960
6. 000% due 07/25/2037 (b)		24, 518	11, 622
6. 039% due 01/25/2036		5, 261	4, 498
6. 094% due 12/20/2035		5, 133	4, 495
6. 150% due 08/25/2035 (b)		367	285
7. 000% due 10/25/2037		29, 361	10, 459
7. 089% due 10/25/2034		2, 026	1, 953
Ameriquest Mortgage Securities Trust			
5. 949% due 04/25/2036		656	652
6. 054% due 03/25/2036		26, 883	24, 379
Ameriquest Mortgage Securities, Inc. Asset-Backed Pass-Through Certificates			
3. 610% due 09/25/2032		104	106
6. 459% due 01/25/2036		7, 000	5, 725
	額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)	
7. 194% due 10/25/2034	USD	9, 913	8, 989
Angel Oak Mortgage Trust			
6. 500% due 12/25/2067		4, 058	4, 011
Argent Mortgage Loan Trust			
5. 919% due 05/25/2035		18, 802	16, 781
Argent Securities Trust			
5. 799% due 04/25/2036		7, 677	2, 458
Argent Securities, Inc. Asset-Backed Pass-Through Certificates			
4. 131% due 09/25/2033		2, 584	2, 441
6. 204% due 10/25/2035		36, 400	31, 230
Asset-Backed Funding Certificates Trust			
5. 659% due 10/25/2036		10, 129	8, 252
6. 099% due 03/25/2035		10, 915	10, 340
6. 174% due 06/25/2035		6, 550	6, 181
6. 414% due 06/25/2035 (b)		4, 194	3, 727
Asset-Backed Securities Corporation Home Equity Loan Trust			
3. 842% due 05/25/2036 (b)		46, 467	41, 083
Atrium Hotel Portfolio Trust			
7. 062% due 06/15/2035		18, 395	17, 797
Austin Fairmont Hotel Trust			
7. 182% due 09/15/2032		3, 000	2, 927
Avon Finance			
0. 000% due 12/28/2049	GBP	2, 400	2, 808
Banc of America Alternative Loan Trust (b)			
3. 986% due 01/24/2024	USD	52	42
6. 000% due 07/25/2046		1, 370	1, 102
Banc of America Funding Trust			
4. 129% due 02/20/2035		1, 283	1, 066
4. 156% due 06/20/2036		4, 044	3, 205
4. 429% due 01/20/2047 (b)		78	70
6. 299% due 04/25/2037		7, 934	6, 646
BCAP LLC Trust			
4. 229% due 04/26/2036		4, 613	2, 335
5. 876% due 04/26/2037		2, 725	1, 250
Bear Stearns Adjustable Rate Mortgage Trust			
4. 703% due 11/25/2034		188	177
Bear Stearns Alternative-A Trust			
5. 779% due 04/25/2037		5, 937	5, 046
5. 859% due 11/25/2046		6, 882	4, 968
6. 159% due 08/25/2035 (b)		4, 527	4, 166
Bear Stearns Asset-Backed Securities I Trust			
1. 161% due 05/25/2036 (h)		8, 516	158
4. 845% due 11/25/2035 (b)		2, 773	2, 599
5. 224% due 06/25/2034		3, 406	3, 272
5. 387% due 12/25/2035		9, 275	7, 956
5. 438% due 09/25/2034		4, 736	4, 517
5. 462% due 04/25/2036		3, 944	3, 916
5. 739% due 06/25/2047		6, 300	6, 037
5. 839% due 05/25/2036 (b)		13, 454	4, 102
5. 844% due 07/25/2036		7, 785	7, 044

5. 919% due 02/25/2037		2, 089	4, 655
6. 054% due 02/25/2036 (b)		9, 845	9, 469
6. 489% due 08/25/2037		15, 783	13, 308
7. 464% due 03/25/2035		3, 262	3, 074
Bear Stearns Asset-Backed Securities Trust			
5. 500% due 11/25/2033		3, 513	3, 056
Bear Stearns Mortgage Funding Trust			
5. 839% due 02/25/2037 (b)		4, 876	4, 369
Benchmark Mortgage Trust			
3. 509% due 09/15/2048		47, 290	41, 029
3. 899% due 03/15/2062		9, 775	6, 555
BHP Trust			
7. 153% due 08/15/2036		10, 500	10, 283
7. 950% due 08/15/2036		33, 656	32, 883
Bridgegate Funding PLC			
7. 442% due 10/16/2062	GBP	12, 821	15, 532
8. 192% due 10/16/2062		18, 993	22, 788
9. 192% due 10/16/2062		9, 971	11, 992
		額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)
10. 192% due 10/16/2062	GBP	7, 217	8, 654
BSST Mortgage Trust			
8. 185% due 02/15/2037	USD	11, 000	8, 810
8. 835% due 02/15/2037		24, 700	18, 963
9. 835% due 02/15/2037		7, 500	5, 591
BX Commercial Mortgage Trust			
6. 347% due 02/15/2039		6, 805	6, 614
BX Trust			
7. 094% due 10/15/2036		16, 400	15, 715
7. 336% due 10/15/2036		7, 150	6, 730
7. 344% due 10/15/2036		25, 610	24, 145
9. 944% due 07/15/2034		6, 800	6, 692
Canterbury Finance No. 4 PLC			
6. 042% due 05/16/2058	GBP	82, 252	99, 544
Carrington Mortgage Loan Trust			
6. 609% due 02/25/2035	USD	3, 468	2, 912
CBA Commercial Small Balance Commercial Mortgage			
6. 040% due 01/25/2039 (b)		504	447
Centex Home Equity Loan Trust			
6. 084% due 03/25/2035		1, 952	1, 925
Chase Home Lending Mortgage Trust			
3. 250% due 03/25/2063		21, 203	17, 664
Chase Mortgage Finance Trust			
4. 017% due 12/25/2035 (b)		3, 694	3, 154
ChaseFlex Trust			
5. 739% due 07/25/2037		853	700
Chevy Chase Funding LLC Mortgage-Backed Certificates			
5. 799% due 03/25/2035		298	281
CIM Trust			
3. 250% due 10/25/2058		17, 962	15, 283
6. 639% due 12/25/2067		4, 642	4, 598
CIT Mortgage Loan Trust			
6. 789% due 10/25/2037		315	314
6. 939% due 10/25/2037		28, 585	27, 688
Citigroup Commercial Mortgage Trust			
0. 280% due 03/11/2047 (h)		25, 400	0
Citigroup Mortgage Loan Trust			
4. 313% due 08/25/2036		3, 773	3, 468
4. 507% due 07/25/2037 (b)		2, 291	1, 957
5. 714% due 08/25/2036		15, 222	6, 195
5. 719% due 12/25/2036		2, 337	2, 198
5. 759% due 12/25/2036		9, 652	5, 304
5. 764% due 01/25/2037 (b)		2, 205	954
6. 259% due 09/25/2037		12, 220	10, 065
7. 250% due 05/25/2036 (b)		8, 567	4, 259
Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc.			
6. 474% due 05/25/2035		10, 698	9, 722
7. 939% due 07/25/2037		3, 507	3, 193
Commercial Mortgage Trust			

		額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)
0.177% due 04/10/2047 (h)		33,000	5
3.633% due 02/10/2037		10,000	9,208
8.599% due 12/15/2038		8,575	7,709
Conseco Finance Corp.			
6.920% due 12/01/2030		805	800
7.500% due 03/01/2030		45,434	16,682
7.600% due 04/15/2026		4,902	1,114
Countrywide Asset-Backed Certificates			
5.939% due 08/26/2033		178	167
7.314% due 05/25/2035 (b)		4,282	4,123
Countrywide Home Loan Mortgage Pass-Through Trust			
0.000% due 06/25/2034		1	1
3.765% due 03/25/2037 (b)		3,573	3,079
4.295% due 10/20/2035 (b)		4,097	3,698
4.371% due 11/25/2037		4,383	3,917
4.703% due 11/25/2034		7	6
5.500% due 11/25/2035 (b)		5,427	2,885
6.000% due 07/25/2036		17,226	8,805
6.000% due 11/25/2037		3,330	1,277
Credit Suisse First Boston Mortgage Securities Corp.	USD	1,040	975
7.889% due 01/25/2033 \$			
Credit Suisse Mortgage Capital			
3.000% due 01/29/2036		321	305
3.000% due 06/27/2037		1,039	1,010
5.755% due 11/27/2036		10,152	12,301
6.199% due 10/26/2036		131	107
Credit Suisse Mortgage Capital Trust			
0.000% due 01/25/2058		20	19
0.000% due 04/25/2058 (h)		1	1
3.431% due 11/10/2032		1,922	1,606
3.616% due 01/25/2058		17,606	13,598
4.390% due 06/25/2050		41,375	33,819
4.454% due 04/25/2058		27,655	24,088
5.556% due 06/01/2050		36,218	36,129
6.194% due 07/15/2032		2,303	2,194
6.444% due 07/15/2032		4,000	3,766
6.644% due 07/15/2032		2,400	2,238
Credit-Based Asset Servicing & Securitization LLC			
7.480% due 03/25/2046		4,266	3,505
CWABS Asset-Backed Certificates Trust			
4.341% due 12/25/2034		6,805	6,216
5.579% due 06/25/2035 (b)		1,473	1,240
5.579% due 06/25/2037		12,462	11,213
5.579% due 07/25/2037 (b)		3,130	3,072
5.619% due 11/25/2047		2,027	2,223
5.633% due 06/25/2035		8,644	6,664
5.659% due 08/25/2037		25,800	22,270
5.669% due 10/25/2047		5,333	5,203
5.689% due 02/25/2036		1,031	952
5.859% due 01/25/2045		765	759
5.899% due 05/25/2037 (b)		10,937	10,133
5.919% due 05/25/2036		9,196	7,407
5.919% due 03/25/2037		27,139	24,503
5.919% due 03/25/2047 (b)		26,535	21,424
5.959% due 09/25/2046		5,600	5,070
5.964% due 08/25/2036		2,303	2,197
6.039% due 06/25/2036		858	848
6.139% due 03/25/2036 (b)		1,451	1,237
6.519% due 05/25/2036 (b)		2,262	1,537
6.534% due 06/25/2035		8,400	7,947
7.014% due 11/25/2034		7,394	7,166
7.389% due 08/25/2035		3,000	2,790
CWABS, Inc. Asset-Backed Certificates Trust			
6.789% due 08/25/2047		34,300	30,495
7.014% due 03/25/2035		16,905	16,185
7.839% due 02/25/2035 (b)		6,963	5,083

		額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)
DBGS Mortgage Trust 8.099% due 10/15/2036		15,000	8,342
Deutsche Alternative-A Securities Mortgage Loan Trust 5.759% due 03/25/2037		9,093	4,898
5.769% due 08/25/2037 (b)		18,540	14,508
5.939% due 09/25/2047		11,350	9,410
Deutsche Alternative-A Securities, Inc. Mortgage Loan Trust 4.460% due 10/25/2035 (b)		8,549	7,310
Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corp. 4.240% due 11/27/2036		812	807
Deutsche Mortgage Securities, Inc. Re-REMIC Trust Certificates 4.051% due 06/27/2037		11,382	9,780
Downey Savings & Loan Association Mortgage Loan Trust 5.638% due 10/19/2036 (b)		7,097	5,680
6.108% due 09/19/2045		4,847	2,527
Ellington Loan Acquisition Trust 6.539% due 05/25/2037		1,020	965
EMC Mortgage Loan Trust 6.489% due 04/25/2042 (b)		5,437	5,398
Encore Credit Receivables Trust 6.369% due 11/25/2035	USD	6,510	5,821
Eurosail-UK PLC 6.109% due 09/13/2045	GBP	3,605	4,173
6.289% due 06/13/2045		5,237	6,273
Extended Stay America Trust 8.298% due 07/15/2038	USD	15,158	14,849
FBR Securitization Trust 6.114% due 10/25/2035		19,109	15,937
6.204% due 09/25/2035		7,327	7,013
FFMLT Trust 6.369% due 11/25/2035		2,069	1,654
First Franklin Mortgage Loan Trust 4.330% due 04/25/2035		2,811	2,639
5.749% due 11/25/2036		59,328	45,737
5.759% due 04/25/2036		3,831	3,638
6.114% due 03/25/2034		2,412	2,313
6.129% due 01/25/2036		24,773	22,083
6.144% due 05/25/2036		56	55
First Horizon Alternative Mortgage Securities Trust 0.000% due 05/25/2035 (b) (h)		1,162	21
5.500% due 05/25/2035 (b)		1,162	686
Fontainebleau Miami Beach Trust 3.963% due 12/10/2036		33,098	31,391
Fremont Home Loan Trust 5.719% due 02/25/2037		6,602	4,955
5.729% due 05/25/2036		6,191	5,946
6.099% due 01/25/2036		6,000	5,597
6.459% due 01/25/2035		6,493	5,200
GE-WMC Asset-Backed Pass-Through Certificates 6.129% due 10/25/2035		9,882	8,187
Glen Securities Finance DAC 5.814% due 10/28/2038	EUR	4,383	4,565
6.814% due 10/28/2038		3,287	3,383
7.852% due 10/28/2038		1,607	1,656
GMAC Commercial Mortgage Asset Corp. 5.456% due 03/10/2051	USD	11,781	10,098
GreenPoint Mortgage Funding Trust 5.999% due 11/25/2045		32	21
Grifonas Finance No. 1 PLC 4.212% due 08/28/2039	EUR	513	518
GS Mortgage Securities Corporation Trust 4.591% due 10/10/2032	USD	8,215	7,823
GSAA Home Equity Trust (b) 6.182% due 11/25/2036		2,934	662

6. 500% due 11/25/2037	20	8
GSAMP Trust		
5. 579% due 03/25/2047	3, 675	3, 184
5. 599% due 01/25/2037	16, 585	9, 373
5. 959% due 06/25/2036	10, 860	10, 229
6. 084% due 11/25/2035 (b)	5, 636	4, 885
6. 414% due 08/25/2034	3, 081	2, 874
6. 414% due 04/25/2035 (b)	5, 325	4, 827
7. 239% due 06/25/2035	3, 500	3, 214
GSMSC Resecuritization Trust		
2. 122% due 04/26/2037	44, 351	11, 193
5. 614% due 09/26/2036	3, 694	2, 285
GSR Mortgage Loan Trust		
1. 261% due 03/25/2037 (h)	7, 490	549
5. 739% due 03/25/2037	7, 490	1, 147
HarborView Mortgage Loan Trust		
4. 038% due 06/19/2036 (b)	6, 049	3, 060
5. 928% due 12/19/2036 (b)	772	711
6. 008% due 02/19/2036	9, 501	5, 852
6. 088% due 08/19/2045	7, 547	5, 589
Hawaii Hotel Trust		
7. 032% due 05/15/2038	2, 000	1, 959
7. 541% due 05/15/2038	12, 500	12, 225
	額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)
Home Equity Asset Trust		
5. 919% due 10/25/2036	USD	23, 475
Home Equity Mortgage Loan Asset-Backed Trust		
5. 579% due 11/25/2036		11, 236
5. 679% due 04/25/2037		12, 380
5. 799% due 06/25/2036		2, 039
5. 979% due 06/25/2036		16, 717
6. 429% due 08/25/2035		3, 660
HPLY Trust		
7. 451% due 11/15/2036		4, 675
7. 801% due 11/15/2036		26, 212
HSI Asset Securitization Corp. Trust		
5. 539% due 07/25/2036		2, 197
5. 739% due 07/25/2036		8, 971
5. 814% due 05/25/2037		7, 197
Impac CMB Trust		
6. 119% due 01/25/2035		7, 756
Impac Secured Assets Corp.		
5. 999% due 03/25/2036 (b)		8, 132
Impac Secured Assets Trust		
5. 629% due 01/25/2037		1, 986
IndyMac IMJA Mortgage Loan Trust		
6. 500% due 10/25/2037		8, 467
IndyMac IMSC Mortgage Loan Trust		
3. 894% due 06/25/2037 (b)		8, 206
IndyMac INDX Mortgage Loan Trust		
3. 285% due 07/25/2037		17, 978
3. 342% due 04/25/2037		13, 319
3. 473% due 04/25/2037 (b)		6, 519
3. 546% due 03/25/2036 (b)		3, 949
4. 157% due 11/25/2036 (b)		10, 927
5. 799% due 02/25/2037 (b)		20, 856
5. 819% due 10/25/2036		4, 825
6. 039% due 07/25/2035		5, 676
INTOWN Mortgage Trust		
9. 019% due 08/15/2039		11, 495
IXIS Real Estate Capital Trust		
6. 204% due 12/25/2035		686
Jefferies Resecuritization Trust		
8. 746% due 06/25/2047 (b)		431
JPMorgan Alternative Loan Trust		
3. 896% due 03/25/2036 (b)		270
4. 036% due 09/25/2036		8, 788
		192
		7, 263

		56	52
		1, 536	1, 445
JPMorgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust			
4. 128% due 07/05/2031		2, 500	2, 241
6. 548% due 12/15/2036		3, 700	2, 794
7. 235% due 10/05/2040		6, 900	6, 774
7. 799% due 09/15/2029		1, 740	1, 193
7. 964% due 11/15/2038		16, 193	15, 571
JPMorgan Mortgage Acquisition Corp.			
6. 369% due 12/25/2035		12, 010	11, 443
JPMorgan Mortgage Acquisition Trust			
4. 573% due 11/25/2036		1, 976	1, 824
5. 589% due 12/25/2036		13, 723	7, 088
5. 709% due 08/25/2036		8, 600	7, 511
5. 709% due 06/25/2037		34, 606	32, 318
5. 719% due 06/25/2037 (b)		22, 826	18, 699
5. 844% due 05/25/2036		8, 051	7, 712
5. 874% due 05/25/2036		16, 179	14, 897
JPMorgan Mortgage Trust			
4. 686% due 01/25/2037 (b)		375	319
5. 250% due 11/25/2063		987	913
5. 739% due 10/25/2035 (b)		3, 510	2, 473
6. 000% due 06/25/2037 (b)		3, 266	1, 298
JPMorgan Resecuritization Trust			
3. 968% due 02/26/2037		1, 850	1, 657
	額面 (千通貨)		時価 (千米ドル)
Kentmere No. 2 PLC			
0. 000% due 01/28/2042	GBP	11, 939	4, 273
5. 987% due 01/28/2042		40, 807	49, 412
6. 587% due 01/28/2042		5, 693	6, 702
6. 937% due 01/28/2042		4, 066	4, 778
7. 387% due 01/28/2042		2, 439	2, 862
8. 187% due 01/28/2042		1, 626	1, 908
10. 187% due 01/28/2042		3, 252	3, 729
Kinbane DAC			
4. 711% due 09/25/2062	EUR	53, 317	55, 976
Lansdowne Mortgage Securities No. 1 PLC			
4. 145% due 06/15/2045		2, 557	2, 557
Legacy Mortgage Asset Trust			
0. 000% due 09/25/2059	USD	18, 019	5, 150
0. 000% due 09/25/2059 (h)		582, 847	2, 313
3. 000% due 09/25/2059		93, 500	85, 921
4. 151% due 09/25/2059		129, 610	83, 697
5. 750% due 03/25/2060		30, 590	30, 000
6. 250% due 05/25/2060		9, 950	9, 873
7. 191% due 01/28/2070		14, 554	14, 570
7. 250% due 11/25/2059		8, 626	8, 596
Lehman XS Trust			
5. 639% due 02/25/2037 (b)		11, 956	10, 452
5. 819% due 09/25/2036		4, 609	3, 649
5. 819% due 12/25/2036		11, 465	8, 177
5. 839% due 06/25/2046		9, 022	7, 373
5. 959% due 02/25/2047		20, 849	18, 287
6. 500% due 06/25/2046		4, 527	3, 527
7. 139% due 10/25/2037		12, 652	11, 250
Long Beach Mortgage Loan Trust			
5. 819% due 02/25/2036		23, 058	17, 770
5. 819% due 03/25/2046		32, 775	11, 617
LUXE Trust			
7. 204% due 10/15/2038		1, 710	1, 674
Madison Avenue Manufactured Housing Contract Trust			
8. 689% due 03/25/2032		303	303
MASTR Adjustable Rate Mortgages Trust			
3. 849% due 04/25/2034		1	1
6. 000% due 12/25/2046		7, 328	6, 538
Mastr Asset-Backed Securities Trust			
5. 879% due 11/25/2036		24	14

		額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)
5. 994% due 01/25/2036		7, 500	6, 603
6. 589% due 08/25/2037		14, 253	11, 589
Mastr Specialized Loan Trust			
6. 159% due 02/25/2036		5, 379	3, 995
Merrill Lynch First Franklin Mortgage Loan Trust			
8. 439% due 10/25/2037		13, 130	12, 180
Merrill Lynch Mortgage Investors Trust			
4. 926% due 02/25/2033		7	7
5. 719% due 05/25/2037		18, 801	9, 287
5. 719% due 10/25/2037		53, 882	7, 909
6. 159% due 07/25/2034		4, 729	4, 058
6. 234% due 09/25/2035		665	659
6. 519% due 10/25/2035		518	508
MFA Trust			
6. 775% due 10/25/2058		5, 073	5, 048
Morgan Stanley Asset-Backed Securities Capital I, Inc. Trust			
5. 689% due 07/25/2036		4, 737	4, 004
5. 699% due 02/25/2037		7, 251	3, 360
5. 739% due 07/25/2036		44, 061	15, 856
5. 919% due 06/25/2036		19, 511	16, 327
5. 939% due 07/25/2036		43, 845	15, 776
5. 979% due 03/25/2036		4, 101	3, 866
6. 174% due 07/25/2035		4, 929	4, 727
6. 439% due 03/25/2033		65	63
6. 439% due 07/25/2037		253	245
Morgan Stanley Bank of America Merrill Lynch Trust			
0. 771% due 11/15/2052 (h)		129, 113	2, 858
Morgan Stanley Capital I Trust			
2. 428% due 04/05/2042	USD	13, 500	9, 709
7. 032% due 08/15/2033		2, 619	1, 506
7. 827% due 12/15/2038		21, 942	20, 713
8. 526% due 12/15/2038		40, 574	37, 466
Morgan Stanley Capital I, Inc. Trust			
5. 979% due 02/25/2036 (b)		18, 224	15, 765
Morgan Stanley Home Equity Loan Trust			
5. 949% due 02/25/2036		14, 415	12, 698
Morgan Stanley IXIS Real Estate Capital Trust			
5. 899% due 07/25/2036		9, 969	3, 961
Morgan Stanley Mortgage Loan Trust			
3. 275% due 11/25/2037		1, 208	781
6. 000% due 12/25/2035 (b)		480	184
Morgan Stanley Reremic Trust			
5. 754% due 11/26/2036		5, 003	4, 135
Mortgage Loan Trust			
5. 370% due 03/25/2034		3, 310	2, 981
MortgageIT Trust			
7. 014% due 08/25/2035		299	274
MTN Commercial Mortgage Trust			
6. 737% due 03/15/2039		1, 120	1, 097
Natixis Commercial Mortgage Securities Trust			
3. 790% due 11/15/2032		1, 700	1, 023
3. 821% due 02/15/2039		2, 900	2, 531
New Century Home Equity Loan Trust			
6. 564% due 10/25/2033		157	153
New York Mortgage Trust			
5. 979% due 04/25/2035		565	522
Newgate Funding PLC			
5. 741% due 12/15/2050	GBP	15, 345	17, 740
Nomura Asset Acceptance Corporation Alternative Loan Trust			
5. 034% due 05/25/2035 (b)	USD	2, 780	1, 356
Nomura Home Equity Loan, Inc. Home Equity Loan Trust			
6. 204% due 05/25/2035		6, 036	5, 838
6. 245% due 10/25/2036 (b)		21, 460	4, 846
Nomura Resecuritization Trust			
1. 952% due 03/26/2037		5, 464	4, 442

		額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)
NovaStar Mortgage Funding Trust			
5.639% due 09/25/2037	15,625	14,955	
5.759% due 05/25/2036	4,708	4,565	
5.759% due 10/25/2036	5,312	2,721	
6.159% due 10/25/2035	848	835	
NYO Commercial Mortgage Trust			
7.444% due 11/15/2038	30,130	22,865	
7.994% due 11/15/2038	14,400	9,491	
OBX Trust			
6.319% due 01/25/2062	10,517	10,413	
6.520% due 07/25/2063	7,550	7,499	
Opteum Mortgage Acceptance Corporation Asset-Backed Pass-Through Certificates			
6.189% due 07/25/2035	5,051	5,036	
Option One Mortgage Loan Trust			
5.539% due 02/25/2037	17,611	8,665	
5.559% due 03/25/2037	7,079	6,625	
5.579% due 03/25/2037	33,857	27,990	
5.719% due 07/25/2036	1,970	1,095	
6.249% due 02/25/2035	3,416	2,606	
Ownit Mortgage Loan Trust			
5.699% due 10/25/2037	3,641	3,411	
5.759% due 10/25/2037	2,501	2,351	
5.819% due 07/25/2037	2,795	2,790	
5.979% due 03/25/2037	6,225	5,807	
Park Place Securities, Inc. Asset-Backed Pass-Through Certificates			
6.174% due 09/25/2035	3,376	3,218	
6.219% due 09/25/2035 (b)	25,075	21,014	
6.909% due 01/25/2035 (b)	2,000	1,445	
7.464% due 12/25/2034	25,974	22,618	
People's Financial Realty Mortgage Securities Trust	USD	26,232	4,993
5.599% due 09/25/2036			
Popular Asset-Backed Securities Mortgage Pass-Through Trust			
3.437% due 11/25/2035	17,970	15,256	
3.556% due 07/25/2035 (b)	9,601	6,979	
5.749% due 11/25/2036 (b)	15,325	12,011	
Precise Mortgage Funding PLC	GBP	0	250
0.000% due 12/12/2055			
PRET LLC	USD	36,709	33,071
1.843% due 09/25/2051		17,191	17,153
8.232% due 09/25/2053			
Premium Mortgage Credit Partners LLC			
8.497% due 10/25/2053 (d)	16,040	16,040	
Prime Mortgage Trust			
6.000% due 04/25/2037	3,713	2,807	
PRKCM Trust			
6.584% due 09/25/2058	9,307	9,248	
PRPM LLC			
1.793% due 07/25/2026	8,562	8,006	
PRPM Trust			
6.250% due 08/25/2068	8,200	8,072	
Quest Trust			
6.864% due 03/25/2035	1,327	1,314	
RAAC Trust			
6.144% due 02/25/2036 (b)	8,360	7,682	
6.189% due 06/25/2047	21,346	14,966	
RBSGC Mortgage Loan Trust			
6.000% due 01/25/2037 (b)	2	1	
Real Estate Asset Liquidity Trust	CAD	1,194	854
2.419% due 06/12/2054			
Renaissance Home Equity Loan Trust			
5.612% due 04/25/2037	10,124	2,724	
5.675% due 06/25/2037 (b)	3,910	1,006	
6.159% due 11/25/2034	167	142	
6.439% due 09/25/2037	33	27	

			額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)
Residential Accredit Securities Corporation Trust				
5.268% due 04/25/2034		1,162		1,012
5.659% due 02/25/2037		20,256		19,003
5.739% due 01/25/2037		36,046		25,552
5.934% due 04/25/2036		5,478		5,341
6.054% due 03/25/2036		6,180		5,538
6.414% due 09/25/2035		5,649		5,444
6.474% due 08/25/2035		2,060		1,998
Residential Asset Mortgage Products Trust				
5.789% due 10/25/2036		14,675		13,617
6.039% due 02/25/2036		1,063		1,048
6.114% due 11/25/2035		8,981		8,664
6.119% due 12/25/2035		9,964		8,431
6.189% due 09/25/2035		7,021		6,784
Residential Mortgage Acceptance Corporation No.3 PLC				
0.000% due 02/15/2047	GBP	26,100		31,720
RESIMAC Bastille Trust				
6.372% due 09/05/2057	USD	598		598
RMAC Securities No.1 PLC				
4.230% due 06/12/2044	EUR	3,720		3,674
Saxon Asset Securities Trust				
1.922% due 03/25/2035 (b)	USD	367		347
7.189% due 12/25/2037		2,648		2,411
Securitized Asset-Backed Receivables LLC Trust				
5.979% due 03/25/2036		4,673		4,021
6.264% due 10/25/2035		10,136		9,109
6.489% due 03/25/2035		5,127		4,906
Sequoia Mortgage Trust				
5.854% due 05/20/2035		1,008		859
5.974% due 06/20/2034		19		17
Sestante Finance Srl				
4.222% due 07/23/2046	EUR	7,845		7,837
SFO Commercial Mortgage Trust				
7.848% due 05/15/2038	USD	885		687
8.348% due 05/15/2038		22,000		16,501
SG Mortgage Securities Trust				
5.799% due 02/25/2036		4,682		2,334
5.899% due 07/25/2036		8,095		1,698
Shamrock Residential DAC				
4.713% due 01/24/2061	EUR	19,491		20,446
5.113% due 02/24/2071		24,604		25,942
Soundview Home Loan Trust				
4.154% due 04/25/2035	USD	2,319		2,127
5.859% due 06/25/2036 (b)		7,815		6,085
5.904% due 06/25/2036 (b)		49,916		39,853
5.919% due 07/25/2036		24,020		20,383
6.414% due 03/25/2036		8,102		7,004
Specialty Underwriting & Residential Finance Trust				
6.414% due 12/25/2035		567		553
SREIT Trust				
6.893% due 10/15/2038		24,605		23,869
7.241% due 10/15/2038		20,425		19,743
Stratton Mortgage Funding PLC				
7.299% due 09/25/2051	GBP	2,000		2,406
Structured Adjustable Rate Mortgage Loan Trust				
4.097% due 06/25/2037	USD	1,507		1,352
5.041% due 07/25/2035 (b)		1,993		900
5.759% due 10/25/2035		5,328		4,757
6.200% due 05/25/2035 (b)		53		37
6.414% due 08/25/2035		8,667		7,332
Structured Asset Investment Loan Trust				
5.739% due 06/25/2036		5,118		4,683
5.939% due 06/25/2036		25,000		8,293
6.159% due 04/25/2035		3,571		3,451
6.239% due 02/25/2034		12,178		11,773

6.639% due 12/25/2034		2,200	2,164
Structured Asset Mortgage Investments II Trust			
5.859% due 09/25/2047 (b)		18,876	15,170
5.879% due 05/25/2036		9,371	7,179
6.123% due 04/19/2035		1,318	1,209
Structured Asset Mortgage Investments Trust			
6.108% due 09/19/2032		12	12
Structured Asset Securities Corporation Mortgage Loan Trust			
5.569% due 05/25/2036		5,123	4,851
5.689% due 05/25/2036		3,418	2,728
5.729% due 07/25/2036 (b)		9,526	8,821
5.749% due 07/25/2036		14,180	13,778
5.759% due 10/25/2036		8,263	5,536
5.939% due 04/25/2031		5,841	5,780
6.369% due 11/25/2035		3,185	3,175
Summerhill Residential			
0.000% due 03/24/2059	EUR	5	3
4.713% due 03/24/2059		121,196	127,947
5.113% due 03/24/2059		22,011	23,224
5.663% due 03/24/2059		17,746	18,718
6.263% due 03/24/2059		14,202	14,946
6.500% due 03/24/2059		6,568	5,181
7.000% due 03/24/2059		35,506	29,385
7.513% due 03/24/2059		8,521	8,960
8.863% due 03/24/2059		4,256	4,475
9.863% due 03/24/2059		4,256	4,475
Temple Quay No. 1 PLC			
6.689% due 07/24/2085	GBP	58,277	70,553
7.189% due 07/24/2085		15,904	19,093
8.189% due 07/24/2085		14,681	17,627
Terwin Mortgage Trust			
6.819% due 03/25/2035	USD	2,943	2,706
Tharaldson Hotel Portfolio Trust			
7.750% due 11/11/2034		4,718	4,606
Towd Point Mortgage Funding Vantage2 PLC			
8.261% due 02/20/2054	GBP	16,900	20,505
		額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)
Towd Point Mortgage Trust			
3.750% due 03/25/2058	USD	3,080	2,987
3.750% due 09/25/2062		91,538	81,578
Truman Capital Mortgage Loan Trust			
5.699% due 03/25/2036		491	485
Verus Securitization Trust			
4.474% due 04/25/2067		29,167	27,139
5.811% due 05/25/2068		14,703	14,434
5.999% due 02/25/2068		4,974	4,897
6.443% due 08/25/2068		7,096	7,038
6.665% due 09/25/2068		19,177	19,038
Visio Trust			
6.598% due 10/25/2058		4,640	4,609
Wachovia Mortgage Loan Trust			
6.129% due 10/25/2035		2,862	2,490
WaMu Mortgage Pass-Through Certificates Trust			
6.159% due 01/25/2045		360	312
6.354% due 08/25/2045		3,143	2,557
Warwick Finance Residential Mortgages Number Three PLC			
0.000% due 12/21/2049	GBP	1	3,768
6.151% due 12/21/2049		21,173	25,727
6.870% due 12/21/2049		4,921	5,914
7.370% due 12/21/2049		2,460	2,940
7.870% due 12/21/2049		1,406	1,675
8.370% due 12/21/2049		1,406	1,648
Washington Mutual Mortgage Pass-Through Certificates WMALT			
Trust (b)			
5.500% due 11/25/2035	USD	58	48
5.650% due 10/25/2046		9,705	7,646
Wells Fargo Home Equity Asset-Backed Securities Trust			

5.859% due 03/25/2037		658	638
Wells Fargo Home Equity Trust Mortgage Pass-Through Certificates			
6.039% due 04/25/2034		3,311	3,150
Wells Fargo Mortgage-Backed Securities Trust			
6.389% due 10/25/2036 (b)		145	122
WFRBS Commercial Mortgage Trust			
0.481% due 03/15/2047 (h)		8,800	13
WSTN Trust			
6.297% due 07/05/2037		6,000	5,772
モーゲージバック証券合計 (取得原価 4,663,284千米ドル)			<u>4,187,952</u>

アセットバック証券 7.5%

AASET Trust			
3.967% due 05/16/2042		23	20
ACHV ABS TRUST			
6.600% due 08/19/2030		525	525
AGL CLO 6 Ltd.			
6.877% due 07/20/2034		3,000	2,979
ALESCO Preferred Funding XI Ltd.			
6.112% due 12/23/2036		5,000	3,925
American Homes 4 Rent Trust			
6.231% due 10/17/2036		1,150	1,141
Arbor Realty Commercial Real Estate Notes Ltd.			
7.185% due 05/15/2037		3,146	3,095
AREIT LLC			
7.447% due 02/17/2028		2,900	2,901
Auto Asset-Backed Securities Spanish Loans Fondo Titulizacion			
5.683% due 02/28/2032	EUR	1,411	1,472
Barings CLO Ltd.			
6.747% due 01/20/2032	USD	14,700	14,590
BlueMountain CLO XXII Ltd.			
6.735% due 07/15/2031		3,863	3,855
BPCRE Ltd.			
7.735% due 01/16/2037		13,800	13,706
8.435% due 01/16/2037		3,468	3,442
9.135% due 01/16/2037		13,516	13,433

額面 時価
(千通貨) (千米ドル)

Carlyle Global Market Strategies CLO Ltd.			
6.699% due 07/27/2031	USD	5,612	5,590
6.757% due 01/20/2032		12,400	12,330
Carlyle U.S. CLO Ltd.			
6.815% due 10/15/2035		19,200	19,095
Carvana Auto Receivables Trust			
5.710% due 07/10/2029		2,500	2,455
6.090% due 11/10/2026		2,445	2,442
Castlelake Aircraft Securitization Trust			
4.125% due 06/15/2043		1,112	1,012
Cedar Funding VII CLO Ltd.			
6.677% due 01/20/2031		2,357	2,353
CIFC Funding I Ltd.			
6.684% due 04/23/2029		5,130	5,109
CIFC Funding III Ltd.			
6.795% due 07/15/2036		12,000	11,930
6.874% due 10/22/2031		2,640	2,639
Cologix Canadian Issuer LP			
4.940% due 01/25/2052	CAD	1,800	1,174
CPS Auto Receivables Trust			
5.380% due 01/18/2028	USD	1,000	982
6.040% due 07/16/2029		2,100	2,057
6.130% due 09/15/2026		13,341	13,381
Dewolf Park CLO Ltd.			
6.575% due 10/15/2030		3,617	3,608
Diamond Infrastructure Funding LLC			
1.760% due 04/15/2049		900	768

Elmwood CLO VIII Ltd.			
6.917% due 01/20/2034		6, 600	6, 574
FAB CBO BV			
4.941% due 08/20/2080 (b)	EUR	52	54
Finance of America Structured Securities Trust			
2.000% due 04/25/2073	USD	5, 198	5, 016
3.000% due 09/25/2061		14, 495	13, 399
Galaxy Xviii CLO Ltd.			
6.755% due 07/15/2031		9, 809	9, 770
Gateway Casinos & Entertainment Ltd.			
5.000% due 03/12/2038	CAD	8, 182	4, 981
Goldentree Loan Management U.S. CLO 6 Ltd.			
6.736% due 04/20/2035	USD	1, 700	1, 685
Goodgreen			
3.930% due 10/15/2053		4, 058	3, 693
Goodleap Sustainable Home Solutions Trust			
6.500% due 07/20/2055		877	854
Harley Marine Financing LLC			
6.682% due 05/15/2043		4, 742	4, 446
Humboldt Americas LLC			
0.000% due 10/31/2031	COP	62, 570, 000	14, 021
KKR CLO 18 Ltd.			
6.597% due 07/18/2030	USD	1, 335	1, 331
LCM XVII LP			
6.785% due 10/15/2031		33, 700	33, 579
LoanCore Issuer Ltd.			
6.749% due 07/15/2036		2, 350	2, 321
6.749% due 11/15/2038		19, 100	18, 624
Lockwood Grove CLO Ltd.			
6.810% due 01/25/2030		3, 484	3, 487
Magnetite XV Ltd.			
6.650% due 07/25/2031		30, 132	30, 034
MAN Euro CLO DAC			
TBD% due 10/15/2036 (d)	EUR	20, 000	21, 140
METAL LLC			
4.581% due 10/15/2042	USD	10, 563	6, 510
MF1 LLC			
7.484% due 06/19/2037		22, 100	22, 080
7.969% due 09/17/2037		9, 600	9, 660
7.984% due 06/19/2037		8, 236	8, 215
MKS CLO Ltd.			
6.867% due 01/20/2031		13, 039	13, 047
		額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)
MMcapS Funding XVII Ltd.			
6.021% due 12/01/2035	USD	518	495
Nassau Ltd.			
6.805% due 07/15/2031		3, 836	3, 821
National Collegiate Student Loan Trust			
5.792% due 10/25/2033		2, 336	2, 301
Navient Private Education Loan Trust			
6.349% due 11/15/2068		1, 194	1, 181
7.599% due 12/15/2045		2, 087	2, 098
Nelnet Student Loan Trust			
6.235% due 09/25/2065		2, 128	2, 113
6.640% due 02/20/2041		6, 296	6, 230
Octagon Investment Partners 33 Ltd.			
6.867% due 01/20/2031		9, 874	9, 864
Octagon Loan Funding Ltd.			
6.821% due 11/18/2031		395	395
Pagaya AI Debt Trust			
7.179% due 04/15/2031		13, 040	13, 051
7.600% due 12/16/2030		5, 506	5, 523
7.625% due 04/15/2031		3, 300	3, 297
Palmer Square CLO Ltd.			
6.963% due 10/20/2033		23, 100	23, 096
Palmer Square European Loan Funding DAC			
TBD% due 05/15/2033 (d)	EUR	9, 200	9, 724
Rad CLO 1 Ltd.			

6.635% due 07/15/2031		USD	11,124	11,100
Rockford Tower Europe CLO DAC				
4.933% due 12/20/2031		EUR	11,755	12,268
Sapphire Aviation Finance I Ltd.				
4.250% due 03/15/2040		USD	9,365	7,822
Saranac CLO III Ltd.				
7.258% due 06/22/2030			16,400	16,425
Saratoga Investment Corp. CLO Ltd.			15,000	14,928
7.238% due 04/20/2033				
SMB Private Education Loan Trust				
TBD% due 09/15/2053 (d)			20,504	20,585
0.000% due 02/16/2055			3	4,060
3.940% due 02/16/2055			20,138	18,587
4.550% due 02/16/2055			8,414	7,672
4.950% due 02/16/2055			2,185	1,944
5.950% due 02/16/2055			3,907	3,626
6.150% due 09/15/2053 (d)			12,645	12,695
6.770% due 02/16/2055			20,138	19,997
6.930% due 09/15/2053 (d)			5,933	5,956
7.540% due 09/15/2053 (d)			1,205	1,210
8.870% due 09/15/2053 (d)			2,505	2,513
Sound Point CLO XV Ltd.				
6.574% due 01/23/2029			318	319
Sound Point CLO XVIII Ltd.			5,111	5,082
6.797% due 01/21/2031				
Sound Point Euro CLO IV Funding DAC				
5.065% due 01/15/2035		EUR	20,000	20,829
Symphony CLO 39 Ltd.				
7.002% due 04/25/2034		USD	24,800	24,799
Taberna Preferred Funding I Ltd.				
6.146% due 07/05/2035			3,045	2,771
Theorem Funding Trust				
6.060% due 12/15/2028			4,304	4,268
Thunderbolt Aircraft Lease Ltd.				
4.212% due 05/17/2032			326	302
TRESTLES CLO V Ltd.				
6.847% due 10/20/2034			8,025	7,941
Tropic CDO V Ltd.				
5.975% due 07/15/2036			10,163	9,400
TRTX Issuer Ltd.				
6.971% due 02/15/2039			4,500	4,382
TruPS Financials Note Securitization Ltd.				
6.826% due 03/30/2039			17,495	16,926
7.229% due 09/20/2039			2,626	2,540
		額面 (千通貨)		時価 (千米ドル)
Upstart Pass-Through Trust				
3.800% due 04/20/2030		USD	15,609	15,014
Upstart Securitization Trust				
5.500% due 06/20/2032			6,632	6,469
Venture 39 CLO Ltd.				
6.935% due 04/15/2033			4,600	4,569
Venture XVII CLO Ltd.				
6.535% due 04/15/2027			10,245	10,197
アセットトバック証券合計				
(取得原価 785,820千米ドル)				766,915

ソブリン発行体 6.6%

Argentina Government International Bond				
0.750% due 07/09/2030			66,427	17,871
1.000% due 07/09/2029			4,943	1,330
3.500% due 07/09/2041			58,125	15,285
3.625% due 07/09/2035			51,459	12,427
3.625% due 07/09/2046			1,035	258
4.250% due 01/09/2038			25,740	7,786
Argentine Bonos del Tesoro				
15.500% due 10/17/2026		ARS	49,200	12
Asian Development Bank				
4.700% due 03/12/2024		MXN	18,100	976
Australia Goverment Bond				
1.750% due 06/21/2051		AUD	38,100	11,753

			額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)
Autonomous City of Buenos Aires Argentina				
119.035% due 02/22/2028	ARS	76,810	103	
126.571% due 03/29/2024		62,559	79	
Israel Government International Bond				
3.800% due 05/13/2060	USD	17,000	10,475	
4.500% due 04/03/2120		3,800	2,513	
5.000% due 10/30/2026	EUR	119,500	126,171	
Mexico Government International Bond (i)				
2.750% due 11/27/2031	MXN	1,229,193	56,573	
3.000% due 12/03/2026		119,106	5,976	
4.000% due 11/30/2028		685,870	35,408	
Peru Government International Bond				
5.400% due 08/12/2034	PEN	862	188	
6.150% due 08/12/2032		674	161	
6.950% due 08/12/2031		150	38	
Provincia de Buenos Aires				
128.738% due 04/12/2025	ARS	399,853	424	
Romania Government International Bond				
1.750% due 07/13/2030	EUR	12,200	9,855	
2.125% due 03/07/2028		1,100	1,012	
2.875% due 04/13/2042		7,300	4,552	
5.500% due 09/18/2028		7,400	7,793	
6.375% due 09/18/2033		14,800	15,436	
Russia Government International Bond				
4.250% due 06/23/2027	USD	28,400	15,336	
4.375% due 03/21/2029		200	100	
4.750% due 05/27/2026		23,800	16,145	
5.100% due 03/28/2035		3,200	1,136	
5.250% due 06/23/2047		82,400	30,076	
5.625% due 04/04/2042		37,000	24,884	
5.875% due 09/16/2043		13,200	8,307	
7.150% due 11/12/2025	RUB	4,002,466	17,537	
7.500% due 03/31/2030	USD	4,748	3,111	
7.950% due 10/07/2026	RUB	1,564,954	6,146	
South Africa Government International Bond				
10.500% due 12/21/2026	ZAR	2,032,400	111,719	
State Agency of Roads of Ukraine				
6.250% due 06/24/2030	USD	1,200	312	
Turkey Government International Bond				
4.250% due 03/13/2025		17,980	17,229	
5.250% due 03/13/2030		29,000	24,021	
6.125% due 10/24/2028		10,100	9,169	
7.625% due 04/26/2029		30,900	29,481	
Turkiye Ihracat Kredi Bankasi A/S				
8.250% due 01/24/2024		3,000	3,009	
Ukraine Government International Bond				
4.375% due 01/27/2032	EUR	1,658	402	
7.750% due 09/01/2025	USD	4,390	1,358	
Venezuela Goverment International Bond (b)				
6.000% due 12/09/2049		3,367	523	
7.000% due 03/31/2038		1,883	324	
7.650% due 04/21/2025		5,349	947	
7.750% due 04/13/2024		1,200	187	
8.250% due 10/13/2024		5,991	1,053	
9.000% due 05/07/2049		3,161	566	
9.250% due 09/15/2027		4,274	813	
9.250% due 05/07/2028		6,512	1,224	
11.750% due 10/21/2026		680	134	
11.950% due 08/05/2031		6,000	1,176	
ソブリン発行体合計				670,880
(取得原価 866,448千米ドル)				

証券数

普通株式 0.7%			
Cairo Mezz PLC		847,444	94
Clear Channel Outdoor Holdings, Inc.		5,292,182	5,821
Constellation Oil Services Holding S.A.		421,249	46
Corestate Capital Holding S.A.		2,742,788	0
Eurobank Ergasias Services & Holdings S.A.		5,318,911	8,685
iHeartMedia, Inc. Class A		1,246,745	2,930

iHeartMedia, Inc. Class B	967,427	2,046
Intelsat S.A.	966,065	26,837
National Bank of Greece S.A.	102,570	587
Neiman Marcus Group Ltd. LLC	151,112	19,868
Serta Simmons Bedding LLC	56	1
SSB Manufacturing Co.	56	1
Stearns Holdings LLC	110,747	0
UBS Group AG	26,741	628
Voyager Aviation Holdings LLC	616	0
WestMet Group Holdings LLC	8,915	42
Westmoreland Mining Holdings LLC	8,837	53
Windstream Holdings II LLC	226,019	4,705
普通株式合計		72,344

(取得原価 163,628千米ドル)

商業不動産証券 0.2%

CBL & Associates Properties, Inc.	6	124
Uniti Group, Inc.	81	374
VICI Properties, Inc.	760	21,217
商業不動産証券合計		21,715

(取得原価 6,172千米ドル)

エクイティリンク証券 0.0%

Intelsat Jackson Holdings S.A.	211	1,963
エクイティリンク証券合計		1,963

(取得原価 0千米ドル)

ワラント 0.0%

Intelsat S.A.	26	72
02/17/2027		
Stearns Holdings LLC	1	0
12/31/2049		
ワラント合計		72

(取得原価 20,656千米ドル)

優先証券 0.0%

Cayenne Aviation LLC	3,693	0
優先証券合計		0

(取得原価 1,210千米ドル)

短期金融商品 5.0%

定期預金 0.5%		
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.		
3.000% due 11/01/2023	AUD	764
3.850% due 11/01/2023	NZD	2
4.830% due 11/01/2023	USD	1
Bank of Nova Scotia		
4.080% due 11/01/2023	CAD	543
4.830% due 11/01/2023	USD	593
BNP Paribas Bank		
(0.370%) due 11/01/2023	JPY	68
0.550% due 11/01/2023	CHF	16
3.000% due 11/01/2023	AUD	501
3.330% due 11/01/2023	NOK	12
3.850% due 11/01/2023	NZD	1
4.420% due 11/01/2023	GBP	1
6.430% due 11/01/2023	ZAR	10,398
Brown Brothers Harriman & Co.		
(0.370%) due 11/01/2023	JPY	3,630
2.750% due 11/01/2023	DKK	3
3.100% due 11/01/2023	EUR	1
4.420% due 11/01/2023	GBP	23
4.830% due 11/01/2023	USD	42
Citibank N.A.		
4.830% due 11/01/2023		2,499
DBS Bank Ltd.		2,499

4. 830% due 11/01/2023		2, 137	2, 137
DnB Bank ASA			
2. 990% due 11/01/2023	SEK	4	0
HSBC Bank PLC			
3. 100% due 11/01/2023	EUR	1, 097	1, 159
4. 420% due 11/01/2023	GBP	66	80
JPMorgan Chase Bank N. A.			
4. 830% due 11/01/2023	USD	4, 550	4, 550
MUFG Bank Ltd.			
(0. 370%) due 11/01/2023	JPY	38, 019	251
Royal Bank of Canada			
4. 830% due 11/01/2023	USD	1	1
Sumitomo Mitsui Banking Corp.			
(0. 370%) due 11/01/2023	JPY	234, 359	1, 548
3. 100% due 11/01/2023	EUR	10, 789	11, 404
4. 830% due 11/01/2023	USD	253	253
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.			
(0. 370%) due 11/01/2023	JPY	927, 721	6, 126
3. 100% due 11/01/2023	EUR	4, 002	4, 230
4. 420% due 11/01/2023	GBP	3, 526	4, 279
4. 830% due 11/01/2023	USD	5, 810	5, 810
			46, 785
	額面 (千通貨)	時価 (千米ドル)	
アルゼンチン短期国債 0. 1%			
(32. 511%) due 05/20/2024 (k)	ARS	551, 156	797
(17. 783%) due 11/23/2023 (j)		4, 688, 282	8, 139
			8, 936
日本短期国債(j) 4. 4%			
(0. 234%) due 01/15/2024	JPY	34, 990, 000	231, 136
(0. 216%) due 01/22/2024		34, 000, 000	224, 605
			455, 741
短期金融商品合計			511, 462
(取得原価 518, 529千米ドル)			
有価証券投資合計(a) 148. 7%			15, 268, 043
(取得原価 16, 679, 350千米ドル)			
金融デリバティブ商品 0. 0%			1, 772
(取得原価またはプレミアム (純額) 19, 837千米ドル)			
その他の資産および負債 (純額) (48. 7%)			(5, 000, 688)
純資産 100. 0%			10, 269, 127

投資有価証券明細表に対する注記 :

- * 額面及び時価が0となっている証券は、千単位未満で四捨五入した数値を表示している場合があります。
- (a) 2023年10月31日現在の純資産に対する地域別投資割合は、米国112. 9%、英国7. 1%、その他28. 7%です。
- (b) 当該証券は、デフォルト状態にあります。
- (c) この金額の全部または一部は、未実行のローン・コミットメントです。未実行部分の利率は、実行時に決定されます。未実行のローン・コミットメントの詳細については、「財務諸表注記4証券およびその他の投資有価証券」をご参照ください。
- (d) 発行時決済証券です。
- (e) 偶発転換社債です。
- (f) 永久債の償還日は、コール日を記載しています。
- (g) ペイメント・イン・カインド債券です。当該債券は、利息支払いに現金ではなく現物債を充当できる債券です。
- (h) 当該証券は、インタレスト・オンリー(「I O」)またはI Oストリップです。
- (i) 当該証券の額面金額は、インフレ調整後のものです。
- (j) 利率は満期までの利回り(加重平均)です。
- (k) 利率は満期までの利回りです。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジあり）

2024年11月29日現在

I 資産総額	3,214,546,176円
II 負債総額	9,529,238円
III 純資産総額（I - II）	3,205,016,938円
IV 発行済数量	3,168,694,572口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0115円

PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジなし）

2024年11月29日現在

I 資産総額	24,760,610,901円
II 負債総額	33,981,096円
III 純資産総額（I - II）	24,726,629,805円
IV 発行済数量	20,856,583,837口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1856円

(参考)

DIAMマネーマザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	2,576,087,391円
II 負債総額	0円
III 純資産総額（I - II）	2,576,087,391円
IV 発行済数量	2,561,739,384口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0056円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2024年11月29日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2024年11月29日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2024年11月29日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1, 516, 988, 622, 283
追加型株式投資信託	758	17, 219, 132, 752, 149
単位型公社債投資信託	22	35, 192, 723, 676
単位型株式投資信託	194	1, 045, 153, 503, 499
合計	1, 000	19, 816, 467, 601, 607

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第40期中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川敬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲葉宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)	
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金	33,770	41,183	
金銭の信託	29,184	28,143	
未収委託者報酬	16,279	19,018	
未収運用受託報酬	3,307	3,577	
未収投資助言報酬	283	315	
未収収益	15	6	
前払費用	1,129	1,510	
その他	2,377	2,088	
流動資産計	86,346	95,843	
固定資産			
有形固定資産			
建物	1,127	1,093	
器具備品	1,001	918	
リース資産	118	130	
建設仮勘定	7	5	
無形固定資産			
ソフトウエア	5,021	4,495	
ソフトウエア仮勘定	3,367	2,951	
電話加入権	1,651	1,543	
投資その他の資産			
投資有価証券	2	0	
関係会社株式	9,768	8,935	
長期差入保証金	182	184	
繰延税金資産	5,810	4,447	
長期差入保証金	775	768	
その他	2,895	3,406	
固定資産計	104	128	
資産合計	15,918	14,524	
	102,265	110,368	

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	-	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	95,739	102,113
運用受託報酬	16,150	17,155
投資助言報酬	2,048	2,211
その他営業収益	23	26
営業収益計	113,962	121,507
営業費用		
支払手数料	41,073	44,366
広告宣伝費	216	329
公告費	0	0
調査費	33,177	35,468
調査費	12,294	13,277
委託調査費	20,882	22,190
委託計算費	548	558
営業雑経費	733	823
通信費	36	36
印刷費	504	598
協会費	69	65
諸会費	29	44
支払販売手数料	92	78
営業費用計	75,749	81,545
一般管理費		
給料	10,484	10,763
役員報酬	168	164
給料・手当	9,199	9,425
賞与	1,115	1,173
交際費	17	34
寄付金	11	15
旅費交通費	128	162
租税公課	330	489
不動産賃借料	1,006	1,030
退職給付費用	437	412
固定資産減価償却費	1,388	1,567
福利厚生費	47	46
修繕費	1	1
賞与引当金繰入額	1,730	1,927
役員賞与引当金繰入額	48	52
機器リース料	0	0
事務委託費	4,074	3,379
事務用消耗品費	37	46
器具備品費	1	3
諸経費	334	240
一般管理費計	20,078	20,172
営業利益	18,135	19,788

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	10		4	
受取配当金	※1 2,400		※1 899	
時効成立分配金・償還金	0		0	
雑収入	10		18	
時効後支払損引当金戻入額	24		35	
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損	3		19	
金銭の信託運用損	1,003		1,008	
早期割増退職金	24		6	
雑損失	47		0	
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益	4		—	
特別利益計		4		—
特別損失				
固定資産除却損	12		6	
投資有価証券売却損	9		—	
関係会社株式評価損	584		1,362	
減損損失	—		※2 231	
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

資本金	株主資本									株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金							
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573		
当期変動額											
剩余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360		
当期純利益							13,821	13,821	13,821		
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)											
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,461	1,461	1,461		
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034		

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剩余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金 別途 積立金	繙越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点での収益として認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
受取配当金	2,393	895

※2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行っています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	1	1	—
資産計	29,186	29,186	—

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	—	—	—
(2) 金銭の信託	29,184	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,279	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,307	—	—	—
(5) 投資有価証券	—	1	—	—
その他有価証券(投資信託)				
合計	82,540	1	—	—

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券	—	1	—	—
その他有価証券(投資信託)				
合計	91,923	1	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	29,184	—	29,184
(2) 投資有価証券	—	1	—	1
その他有価証券	—	29,186	—	29,186
資産計	—	29,186	—	29,186

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券	—	1	—	1
その他有価証券	—	28,145	—	28,145
資産計	—	28,145	—	28,145

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（百万円）

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	△191	△246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	△44	△40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額（一括償却資産）	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額（税法上）	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	—	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	<u>2,895</u>	<u>3,406</u>
繰延税金負債	—	—
繰延税金負債合計	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,895</u>	<u>3,406</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
	(調整)	(調整)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	<u>△0.06 %</u>	<u>△0.14 %</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.87 %</u>	<u>29.04 %</u>

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
-------	-----------	------------

取得原価		144,212百万円
------	--	------------

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額	76,224百万円
---------------	-----------

b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
---------	---

c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却
-------------------	-----------

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
---------	------	-----------

うち現金・預金	11,605百万円
---------	-----------

うち金銭の信託	11,792百万円
---------	-----------

b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
---------	------	----------

うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円
---------------	----------

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
-------------------	-----------

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産	53,030百万円
--------	-----------

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産	16.9年
--------	-------

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
流動資産	一千万円	一千万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	一千万円	一千万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円
(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。		
のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円

(2) 損益計算書項目

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	一千万円	一千万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬（注）	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

（注）成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） 及び 第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	7,474	未払手数料	1,579
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	13,932	未払手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	8,140	未払手数料	1,870
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	16,655	未払手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (うち普通株式) (うちA種種類株式)	40,000株 (24,490株) (15,510株)	40,000株 (24,490株) (15,510株)

(注1) A種種類株式は、剩余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
(資産の部)	
流動資産	
現金・預金	30,451
有価証券	0
金銭の信託	31,850
未収委託者報酬	19,361
未収運用受託報酬	3,548
未収投資助言報酬	315
未収収益	9
前払費用	1,538
その他	2,282
	流動資産計
	89,360
固定資産	
有形固定資産	1,040
建物	※1
器具備品	※1
リース資産	※1
建設仮勘定	0
無形固定資産	4,122
ソフトウエア	3,011
ソフトウエア仮勘定	1,111
電話加入権	0
投資その他の資産	8,024
投資有価証券	183
関係会社株式	3,840
長期差入保証金	764
繰延税金資産	3,085
その他	150
	固定資産計
	13,188
資産合計	102,548

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	552
リース債務	1
未払金	8,577
未払収益分配金	0
未払償還金	0
未払手数料	8,466
その他未払金	108
未払費用	7,321
未払法人税等	3,650
未払消費税等	※2 1,191
契約負債	7
賞与引当金	916
役員賞与引当金	28
流動負債計	22,247
固定負債	
リース債務	3
退職給付引当金	2,720
時効後支払損引当金	64
固定負債計	2,787
負債合計	25,035
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	19,552
資本準備金	2,428
その他資本剰余金	17,124
利益剰余金	55,960
利益準備金	123
その他利益剰余金	55,837
別途積立金	31,680
繰越利益剰余金	24,157
株主資本計	77,513
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△0
評価・換算差額等計	△0
純資産合計	77,513
負債・純資産合計	102,548

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業収益		
委託者報酬	55,266	
運用受託報酬	8,186	
投資助言報酬	1,200	
その他営業収益	13	
	営業収益計	64,667
営業費用		
支払手数料	24,284	
広告宣伝費	157	
公告費	0	
調査費	18,581	
調査費	6,728	
委託調査費	11,853	
委託計算費	278	
営業雑経費	355	
通信費	19	
印刷費	234	
協会費	33	
諸会費	29	
支払販売手数料	39	
	営業費用計	43,658
一般管理費		
給料	5,154	
役員報酬	89	
給料・手当	5,002	
賞与	63	
交際費	27	
寄付金	5	
旅費交通費	105	
租税公課	298	
不動産賃借料	583	
退職給付費用	210	
固定資産減価償却費	※1 790	
福利厚生費	29	
修繕費	0	
賞与引当金繰入額	916	
役員賞与引当金繰入額	28	
機器リース料	0	
事務委託費	1,607	
事務用消耗品費	19	
器具備品費	0	
諸経費	154	
	一般管理費計	9,933
営業利益		11,075

(単位：百万円)

		第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業外収益			
受取利息	2		
受取配当金	448		
時効成立分配金・償還金	0		
為替差益	26		
金銭の信託運用益	2		
雑収入	6		
時効後支払損引当金戻入額	7		
	営業外収益計		494
営業外費用			
早期割増退職金	6		
	営業外費用計		6
経常利益			11,563
特別損失			
固定資産除却損	3		
関係会社株式評価損	31		
	特別損失計		35
税引前中間純利益			11,528
法人税、住民税及び事業税			3,685
法人税等調整額			320
法人税等合計			4,006
中間純利益			7,522

(3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	別途 積立金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490
当中間期変動額							
剩余金の配当							△10,855
中間純利益							7,522
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△3,333
当中期期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,157

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計	
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	59,294	80,846	△0	△0	80,846	
当中間期変動額						
剩余金の配当	△10,855	△10,855			△10,855	
中間純利益	7,522	7,522			7,522	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			0	0	0	
当中間期変動額 合計	△3,333	△3,333	0	0	△3,333	
当中期期末残高	55,960	77,513	△0	△0	77,513	

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8~18年 器具備品 … 3~20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる

場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)											
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	<table><tbody><tr><td>建物</td><td>…</td><td>685百万円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>…</td><td>609百万円</td></tr><tr><td>リース資産</td><td>…</td><td>4百万円</td></tr></tbody></table>			建物	…	685百万円	器具備品	…	609百万円	リース資産	…	4百万円
建物	…	685百万円										
器具備品	…	609百万円										
リース資産	…	4百万円										
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。											

(中間損益計算書関係)

項目	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)								
※1. 減価償却実施額	<table><tbody><tr><td>有形固定資産</td><td>…</td><td>76百万円</td></tr><tr><td>無形固定資産</td><td>…</td><td>713百万円</td></tr></tbody></table>			有形固定資産	…	76百万円	無形固定資産	…	713百万円
有形固定資産	…	76百万円							
無形固定資産	…	713百万円							

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金（財 産）の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.（以下「AM-One USA」という）の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）の子会社である米州みずほLLC（以下「米州みずほ」という）が、2024年10月1日に米国外国銀行規制の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社（以下「DL」という）が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第40期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	—
(2) 金銭の信託	31,850	31,850	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	0	0	—
資産計	31,852	31,852	—

(注) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	0	—	0
金銭の信託	—	31,850	—	31,850
投資有価証券				
その他有価証券	—	0	—	0
資産計	—	31,852	—	31,852

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券（その他有価証券）	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	3,840

(有価証券関係)

第40期中間会計期間末
(2024年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額3,840百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社しておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年4月1日から2024年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
-------	-----------	------------

取得原価		144,212百万円
------	--	------------

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額	76,224百万円
---------------	-----------

b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
---------	---

c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却
-------------------	-----------

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
---------	------	-----------

うち現金・預金	11,605百万円
---------	-----------

うち金銭の信託	11,792百万円
---------	-----------

b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
---------	------	----------

うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円
---------------	----------

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
-------------------	-----------

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産	53,030百万円
--------	-----------

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産	16.9年
--------	-------

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	57,453百万円
資産合計	57,453百万円
流動負債	－百万円
固定負債	1,750百万円
負債合計	1,750百万円
純資産	55,702百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額45,734百万円及び顧客関連資産の金額15,385百万円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	－百万円
営業利益	△3,629百万円
経常利益	△3,629百万円
税引前中間純利益	△3,629百万円
中間純利益	△3,101百万円
1株当たり中間純利益	△77,541円29銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,723百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第40期中間会計期間
(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

委託者報酬	55,266百万円
運用受託報酬	8,186百万円
投資助言報酬	1,200百万円
成功報酬	一百万円
その他営業収益	13百万円
合計	64,667百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,937,834円09銭
1株当たり中間純利益金額	188,050円89銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益金額	7,522百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,522百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (うち普通株式) (うちA種種類株式)	40,000株 (24,490株) (15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当增资を受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上りました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

追加型証券投資信託
PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジあり）
約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①以下の投資信託証券を通じて、世界の様々な債券（デリバティブを含む）などに市場動向などを踏まえ機動的に投資を行うことで、安定的な収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

- ・バミューダ籍外国投資信託 ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスS（JPY）円建受益証券（以下「インカム・ファンド」といいます。）
- ・D IAMマネーマザーファンド受益証券

②各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、インカム・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

③実質組入外貨建資産については、原則として、インカム・ファンドにおいて米ドル対円での為替ヘッジを行います。ただし、総資産の10%程度の範囲で実質的に為替ヘッジを行わない場合があります。

④インカム・ファンドへの投資にかかる指図権限を、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

⑤ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

②デリバティブ取引の直接利用は行いません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

③留保益の運用については、特に制限を設げず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
P I M C O ストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジあり）
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金2,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として、信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2033年5月10日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については2,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第22条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがつ

て時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

<信託日時の異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

<受益権の設定にかかる受託者の通知>

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

<受益権の申込単位および取得価額等>

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者に対し、取得申込みにかかる受益権について、第37条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

- ②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができます。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。
- ③前2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる価額は、1口につき1円に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、受益権の取得申込みに応じません。ただし、第37条第3項の規定または別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる場合は除きます。

- ⑤第3項の規定にかかわらず、受益者が第37条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第39条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜受益権の譲渡にかかる記載または記録＞

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

- 第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜投資の対象とする資産の種類＞

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
イ. 為替手形

＜運用の指図範囲等＞

- 第17条 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図にかかる権限の委託を受けた者を含みます。以下、第18条、第19条、第21条、第22条、第23条第3項第3号、第26条、第27条、第29条について同じ。）は、信託金を、主としてパミューダ籍外国投資信託 ピムコ・パミューダ・インカム・ファンドA クラスS（JPY）円建受益証券（以下「インカム・ファンド」といいます。）およびアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資

信託であるD IAMマネーマザーファンドの受益証券を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記に掲げるインカム・ファンドおよび親投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第3号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜利害関係人等との取引等＞

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。

④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

＜運用の基本方針＞

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

<運用の指図にかかる権限委託>

第20条 委託者は、運用の指図にかかる権限のうち、次に関する権限の一部を次の者に委託します。

委託する範囲：インカム・ファンドへの投資の指図に関する権限

委託先名称：ピムコジャパンリミテッド

委託先所在地：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

②前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第34条に基づいて委託者が受ける報酬から原則として毎計算期末（ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）および信託終了のときから7営業日以内に委託者が報酬の金額とその計算根拠を提示した報告書をピムコジャパンリミテッドに提出し、ピムコジャパンリミテッドからの請求書受領後15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の60の率を乗じて得た額とします。

③第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

<信用リスク集中回避のための投資制限>

第21条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<公社債の借入れの指図および範囲>

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

<信託業務の委託等>

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められるこ

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

<混藏寄託>

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混藏寄託できるものとします。

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。
②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

<一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第26条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

<再投資の指図>

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

<資金の借入れ>

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもつて有価証券等の運用は行わないものとします。
②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<損益の帰属>

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<信託の計算期間>

第31条 この信託の計算期間は、原則として毎年5月11日から11月10日まで、および11月11日から翌年5月10日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2023年11月10日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

<信託財産に関する報告等>

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

<信託事務の諸費用および監査費用>

第33条 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

<信託報酬等の額および支弁の方法>

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の168の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

<収益の分配方式>

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責＞

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第40条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社債法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤一部解約金は、第40条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

- ⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

＜収益分配金および償還金の時効＞

第38条 受益者が、収益分配金について第37条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第37条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

＜委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関＞

第39条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

＜信託契約の一部解約＞

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者または販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求受付日が海外休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

④受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

＜信託契約の解約＞

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、この信託が主要投資対象とするインカム・ファンドが存続しないこととなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、

あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ③委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合、および第2項の場合にも適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

- 第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定にしたがいます。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

- 第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

- 第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

- 第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更等>

- 第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびそ

の内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ②委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<反対受益者の受益権買取請求の不適用>

第47条 この信託は、受益者が第40条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

<信託期間の延長>

第48条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

<他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

第49条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

<公告>

第50条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.am-one.co.jp/>

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<運用報告書に記載すべき事項の提供>

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これ

を交付します。

<質権口記載または記録の受益権の取扱い>

第52条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年4月28日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
委託者 アセットマネジメントOne株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
受託者 みずほ信託銀行株式会社

約 款

追加型証券投資信託
PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジなし）
約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①以下の投資信託証券を通じて、世界の様々な債券（デリバティブを含む）などに市場動向などを踏まえ機動的に投資を行うことで、安定的な収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

- ・バミューダ籍外国投資信託 ピムコ・バミューダ・インカム・ファンドA クラスSS(USD)円建受益証券（以下「インカム・ファンド」といいます。）
- ・D IAMマネーマザーファンド受益証券

②各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、インカム・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

④インカム・ファンドへの投資にかかる指図権限を、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

⑤ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

②デリバティブ取引の直接利用は行いません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
PIMCOストラテジック・インカム・ファンド（為替ヘッジなし）
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金2,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として、信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2033年5月10日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については2,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第22条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがつ

て時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

＜信託日時の異なる受益権の内容＞

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

＜受益権の帰属と受益証券の不発行＞

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

＜受益権の設定にかかる受託者の通知＞

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

＜受益権の申込単位および取得価額等＞

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者に対し、取得申込みにかかる受益権について、第37条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

- ②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができます。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。
- ③前2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる価額は、1口につき1円に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、受益権の取得申込みに応じません。ただし、第37条第3項の規定または別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる場合は除きます。

- ⑤第3項の規定にかかわらず、受益者が第37条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第39条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜受益権の譲渡にかかる記載または記録＞

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

- 第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜投資の対象とする資産の種類＞

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

＜運用の指図範囲等＞

- 第17条 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図にかかる権限の委託を受けた者を含みます。以下、第18条、第19条、第21条、第22条、第23条第3項第3号、第26条、第27条、第29条について同じ。）は、信託金を、主としてパミューダ籍外国投資信託 ピムコ・パミューダ・インカム・ファンドA クラスS S (U S D) 円建受益証券（以下「インカム・ファンド」といいます。）およびアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投

資信託であるD I AMマネーマザーファンドの受益証券を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記に掲げるインカム・ファンドおよび親投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第3号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜利害関係人等との取引等＞

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第22条、第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。

④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

＜運用の基本方針＞

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

<運用の指図にかかる権限委託>

第20条 委託者は、運用の指図にかかる権限のうち、次に関する権限の一部を次の者に委託します。

委託する範囲：インカム・ファンドへの投資の指図に関する権限

委託先名称：ピムコジャパンリミテッド

委託先所在地：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

②前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第34条に基づいて委託者が受ける報酬から原則として毎計算期末（ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）および信託終了のときから7営業日以内に委託者が報酬の金額とその計算根拠を提示した報告書をピムコジャパンリミテッドに提出し、ピムコジャパンリミテッドからの請求書受領後15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の60の率を乗じて得た額とします。

③第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

<信用リスク集中回避のための投資制限>

第21条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<公社債の借入れの指図および範囲>

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

<信託業務の委託等>

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められるこ

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

<混藏寄託>

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混藏寄託できるものとします。

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。
②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

<一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第26条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

<再投資の指図>

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

<資金の借入れ>

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもつて有価証券等の運用は行わないものとします。
②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<損益の帰属>

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<信託の計算期間>

第31条 この信託の計算期間は、原則として毎年5月11日から11月10日まで、および11月11日から翌年5月10日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2023年11月10日までとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

<信託財産に関する報告等>

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

<信託事務の諸費用および監査費用>

第33条 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

<信託報酬等の額および支弁の方法>

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の168の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

<収益の分配方式>

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責＞

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第40条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第37条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じるものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社債法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤一部解約金は、第40条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

- ⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

＜収益分配金および償還金の時効＞

第38条 受益者が、収益分配金について第37条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第37条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

＜委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関＞

第39条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

＜信託契約の一部解約＞

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者または販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求受付日が海外休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受けないものとします。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

④受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

＜信託契約の解約＞

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、この信託が主要投資対象とするインカム・ファンドが存続しないこととなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、

あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ③委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合、および第2項の場合にも適用しません。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

- 第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定にしたがいます。

＜委託者の登録取消等に伴う取扱い＞

- 第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

＜委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い＞

- 第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することあります。
- ②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

＜受託者の辞任および解任に伴う取扱い＞

- 第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜信託約款の変更等＞

- 第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびそ

の内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ②委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<反対受益者の受益権買取請求の不適用>

第47条 この信託は、受益者が第40条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

<信託期間の延長>

第48条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

<他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

第49条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

<公告>

第50条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.am-one.co.jp/>

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<運用報告書に記載すべき事項の提供>

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これ

を交付します。

<質権口記載または記録の受益権の取扱い>

第52条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

2023年4月28日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
委託者 アセットマネジメントOne株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
受託者 みずほ信託銀行株式会社